

明日をひらく地域活性化のための情報誌

地域づくり



特集 ■ 住民提案・実行型まちづくり

8

2006

3 巻頭エッセー ● 環黄海経済圏への挑戦 末吉興一（北九州市長）

特集 住民提案・実行型まちづくり

- 4 住民によるまちづくり提案事業の意義と展開 卯月盛夫（早稲田大学 教授）
- 8 札幌市厚別区 市民と協働で進める「まちづくり事業企画提案制度」 河野憲義
- 10 岩手県二戸地方振興局
広域活性化に向けた「カシオペア連邦地域づくり助成事業」 田山 清
- 12 NPO法人都市デザインワークス 住民や行政に「まちづくり勝手案」を提案 榊原 進
- 14 千葉県市川市 市民が選ぶ「市民活動団体支援制度」 五十嵐盛春
- 16 (財)世田谷トラストまちづくり
公益信託制度を活用した「世田谷まちづくりファンド」 浅海義治
- 18 横浜市 協働の地域づくり「ヨコハマ市民まち普請事業」 肥山達也
- 20 神奈川県藤沢市 市民提案システム「くらし・まちづくり会議」 金子正文
- 28 NPO法人雪のふるさと安塚 住民が誇りと愛着を持てる地域づくり 平野通子
- 30 岐阜県大垣市 市民とのパートナーシップによるまちづくり 広瀬幹雄
- 32 三重県四日市市 個性あるまちづくり支援事業と市民活動ファンド 佐藤恒樹
- 34 広島県神石高原町「ながの村」 地域自治の確立による元気な村づくり 土屋洋三
- 36 「地域にいきる」—住民主体のまちづくり— 辻駒健二（川根振興協議会 会長）

レギュラーレポート

コラム

- 22 21世紀に飛翔する環境先端都市を目指して 小畑 元（秋田県大館市長）

地域リーダー養成塾

- 27 交流の大切さを体得した合宿研修

地方行政財政関連施策解説

- 38 市町村合併を活かした過疎地域の振興に向けて

総務省自治行政局過疎対策室

地域づくり団体探訪

- 42 会津若松商工会議所青年部 福島県会津若松市
- 44 NPO法人アスリートタウンのべおか 宮崎県延岡市
- 46 センター通信



伯方ふるさと歴史公園



来島海峡大橋



今治城

グラビア

- 1・23 住民提案・実行型まちづくり
- 47 都道府県漫遊●大分県
- 48 手前みそですが…●徳島県小松島市



大山祇神社（鶴姫まつり行列）

●表紙Ⅱ愛媛県今治市
三島水軍鶴姫まつり

今治市大三島町で七月十六日、毎年恒例の「三島水軍鶴姫まつり」が開かれた。鶴姫は同町にある大山祇神社の神官の娘で、一五四三年、周防の大内氏が大三島を攻めた時、島を守るために出陣し、海に散ったと伝えられる「瀬戸内海のジャンヌダルク」。鶴姫に扮した女子高校生と姫を守る地元中学生などの戦国武者が、当時の時代絵巻行列を再現した。祭りはこの後、勇壮な權伝馬小船によるレースを繰り広げ、訪れた観光客を楽しませた。

今治市は昨年一月、周辺十一町村と合併、造船や海運など海事関連が集積する人口十八万人の愛媛県第二の都市。合併によるスケールメリットや地域資源を活かしながら、「若者が定着する活力あるまち」「市民が安心して心豊かに暮らせるまち」「多くの人が訪れる魅力あるまち」を基本理念に、「個性きらめき感動あふれる瀬戸のまほろば」を将来像に置いた、瀬戸内海の中核都市を目指している。

●文Ⅱ沢 ●カメラⅡ小形又男

まちづくり事業企画提案制度 ● 札幌市厚別区 (p8)

「サイクリングロードアート事業」白石サイクリングロードの旭町トンネルにモザイクタイルアートの壁画が描かれた



住民提案・実行型まちづくり

カシオペア連邦地域づくり助成事業 ● 岩手県二戸地方振興局 (p10)

第6回地域づくり助成事業公開審査会



まちづくり勝手案 ● NPO法人 都市デザインワークス (p12)

仙台市の八幡町通りにある国宝大崎八幡宮の入り口



市民活動団体支援制度 ● 千葉県市川市 (p14)



市民活動団体1%支援制度を駅頭PR

東京・世田谷まちづくりファンド ● (財)「世田谷トラストまちづくり」(p16)
コンサート





1次コンテストの様子



くらし・まちづくり会議 ● 神奈川県藤沢市 (p20)
片瀬地区からの提案を受ける山本捷雄市長



采女城跡の整備と学習会



かがやきライフタウン構想
● 岐阜県大垣市 (p30)
(上) 子どもの活動
(左) おおがき未来創造会議



別山夜間パトロール



福山市立高島小学校5年生の宿泊体験学習で、地元講師による和太鼓体験



北九州市長
末吉興一

環黄海経済圏への挑戦

わが国における人口減少社会の行く末を見据えた時、成長する近隣諸国・地域の活力をいかに取り込むかが、まちづくりにとって重要となる。

今から十五年前、地方の時代に先駆け、「環黄海経済圏の形成」という壮大な挑戦が北九州市から始まった。関門海峡を挟んで隣接する下関市に呼び掛け、それぞれの姉妹・友好都市である大連市・青島市（中国）、仁川広域市・釜山広域市（韓国）の六都市が参加する「東アジア（環黄海）都市会議」をスタートさせた。

出発点となった一九九一年と言えば、中韓の国交が正常化する一年前であった。翌々年、行政のトップが初めて本市へ集まった際にも、中国と韓国の首長が宿泊しているホテルで、どちらが先にあいさつに行くかで大騒ぎしたことを覚えている。まずは、信頼関係の構築が課題であった。

そのため、当初は「環黄海経済圏の形成」という理念が先行し、青少年スポーツ交流事業や環境保全セミナーなどの共同事業を通じて、国際交流や国際協力の促進に取り組む活動が中心であった。それでも、天津市や烟台市（中国）、蔚山広域市（韓国）、福岡市が新たに加盟し、会員都市が十都市に拡大するなど、次第に都市間連携の大きなうねりになっていった。今では、国同士で多少ごたごたがあっても、お互いに動じない太い絆で結ばれている。

この間、中国経済に牽引される形で東アジアは世界経済の核として急成長を遂げ、その一角をなす環黄海地域の発展も著しい。日中韓の貿易総額は過去五年間で倍増し、域内貿易比率も大きく膨み、環黄海経済圏という理念の先行に対し、ようやく現実の姿が追い付いてきた感がある。

会員都市からは、経済交流に的を絞った都市間連携を望む声が大きくなり、一昨年十一月には従来の組織を改編し、行

政に加えて商工会議所を主体とする経済界も参加する「東アジア経済交流推進機構」を創設した。中国をはじめ官主導の強いお国柄を思い起こすなら、行政と経済界が両輪となった機構の意義を理解していただけたと思う。

この機構では、会員都市から要望の多かった「ものづくり」、「環境」、「物流」、「観光」の四分野に絞込み、実践的機能を持つ部会を設けた。しかも、第三者評価委員会を設置し、成果の出ない部会は「やめる」という仕組みも取り入れている。また、四つの部会には、日中韓から一都市ずつ幹事都市を決め、部会運営への主体性を確保している。

各部会とも、民間企業を巻き込んだ具体的な取り組みが始まった。機構創設から一年間だけでも、商談会や展示会、フォーラムなどの共同事業をはじめ、二都市間事業まで含めると、その数は百五十件を超える。

例えば、二年続けて本市で開催した「東アジア半導体逆見本市」は、成約見込み額で六億円を上回る成果を上げている。また、物流の活性化に向け、十都市の港湾間で使用料減免などを内容とする互恵制度の導入が進んでいるほか、民間事業者によって、大連・仁川・釜山・下関といった日中韓をフェリーなどで結ぶ国際複合一貫輸送サービスも始まった。人材育成では、中国の会員都市から本市へ高度専門人材や技能研修生を受け入れる仕組みづくりも進んでいる。機構ならではの取り組みと言える。

われわれの新しい挑戦は、始まったばかりである。今後は、できるだけ多くの企業を機構の活動へ巻き込み、成功事例を一つずつ積み重ねていくことが大切である。地域が生きる道は、国際的な都市間連携を強めながら、地域づくりに厚みを増すことではないかと思う。機構の成否は、まさに地方の実力が問われており、地方の旗手として今後も挑戦し続けたい。



住民によるまちづくり提案事業の意義と展開

—「分権による住民自治の実現」を視野に入れた行政支援を—



早稲田大学教授

● 卯月盛夫

近年、まちづくりにおいて「住民参加」ではなく、「住民提案」という概念が普及し始めている。多分、これまで行政が先導して進めてきたまちづくり分野において、行政だけでは財政的にもアイデアとしても事業の限界が見えてきたために、行政のアドバイザーとしての「形式的住民参加」ではなく、成果が目に見える形での「実質的住民参加」が求められるようになったからではないかと思われる。

そのためには、ユーザーである住民からの主体的な提案事業が、初期の計画から最終の運営まで含めて担おうとする場合には、行政は積極的にそれを側面支援する方が効果的であるという傾向にパラダイムシフトしつつある。まさに、行政は民間やNPOへの公共事業開放と共に、市民からの

直接提案をも誠実に受け止め、多くの主体間の連携や協力体制を構築することが本格的に必要な時代に突入したようだ。

「住民参加の権利」五段階

Ⅱ ミュンヘン市の自治組織

まず、住民の「参加」と「提案」に関して概念整理をしてみたい。つまり、「住民参加」という言葉は日本で使用されてかなり久しいが、住民はどこまで参加する権限を有しているのかを法的に明確にしないと、行政と住民の間には無駄な誤解が生じ、誠実なパートナーシップ関係は生まれない。

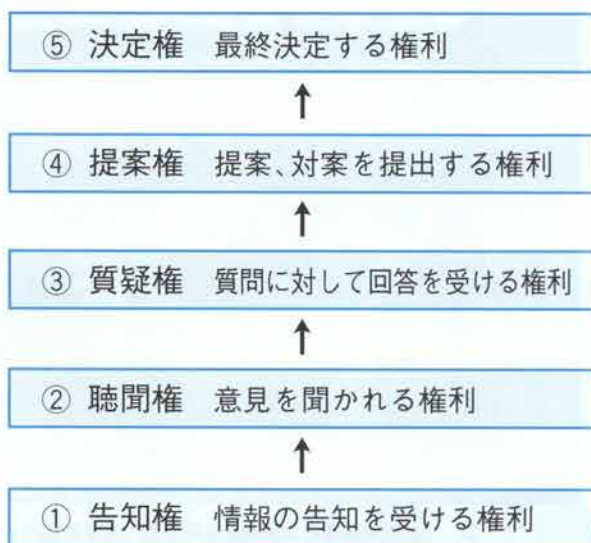
「行政語」としての住民参加は、「住民説明会を実施するだけで十分」を意味するが、「住民語」としての住民参加は、「実質的になんらかの修正

があること」を意味する。このように同じ日本語でも立場によって解釈の食い違いが起きるのは不幸なことであり、今こそ正確な整理が必要である。もちろん、本来は「まちづくり基本法」のような法律で定義されるべきものと思われるが、現在は一部の先進的自治体の「まちづくり条例」の中に書かれているにすぎない。

さて図1は、実は筆者が独ミュンヘン市の近隣自治組織「市区委員会」が有する権限を、市議会との関係の中で抽出し、整理したものである。従って法学の立場から妥当かどうかはわからない。

まず、住民が有する「参加権」の最もベーシックな段階は「告知権」である。行政が何を行おうとするのか、住民は告知を受ける権利がある。しかし告知を受けたら、住民はそれに対して賛成か、

図1 「住民参加の権利」5段階



反対か意見を言いたい。つまり意見を聞かれる「聴聞権」が、第二段階として存在する。

また意見を述べるためには、告知や説明で分かっていく点に関して質問をし、回答を受ける権利も住民には当然ある。これが第三段階の「質疑権」である。この段階までは、一般的な日本の「住民説明会」でもある程度住民に保証されている権利なので、それほど違和感はない。

問題は次の「提案権」である。住民は自らが生活するまちに関して提案する権利を有しているのだろうか？さらに決定する権利を有しているのだろうか？

住民の「まちづくり提案権」は 市民社会構築の大前提

日本の現状では、住民はまちづくり提案権を有

しているとは言えないと思われる。まちづくり条例などによって限定された地域、限定された組織、または限定されたプロジェクトのみに「限定的な提案活動」を認めているものの、提案する権利を有すると条例に規定されている自治体はまだ数少ない。

これは、条例に認定された「まちづくり協議会」のみが「地区まちづくり計画」を行政に提案できることを意味している。また都市計画法の改正によって、行政だけではなく企業やNPOも都市計画提案をすることができるようになったが、必ずしも住民のまちづくり提案権を認めているとは言えない。

しかし、「告知」「聴聞」「質疑」する中で、行政計画の基本的な考え方や計画条件がおかしい、納得がいけない場合には、どんなに質疑応答を繰り返しても解決の糸口は見えてこない。そのような場合には、住民自らが全く異なる発想の対案を提出する権利があってもいいのではないか。実際、都市計画道路事業や再開発事業の決定に関しては多くの反対運動があり、合意形成のためには対案作成や複数案の比較検討プロセスが多いに役立つと思われる。

もちろん住民に対案を提案する権利があったとしても、実際に直接提案を作成することのできる住民がいるとは限らない。そこで行政は、住民の対案を作成する権利を保障するためには、関連情報公開、専門家の紹介や派遣、財政的な支援などをしなければいけない。つまり「住民のまちづくり提案権」を認めることは、行政のさまざまな

支援体制整備という大きな義務を生じさせることになる。

住民が提案を作成するケースは、行政案に反対する場合だけではなく、ある場合には企業案に反対することもあるだろうし、行政や企業が全く思い付かないような新たな事業提案を作成することもある。しかし、いずれの場合でも生活ユーザーである住民が、自ら暮らすまちの提案をするということは、地域の将来ビジョンの共有化やある政策判断への地域の合意形成を伴うものであり、そう簡単なことではない。

他案に反対することはむしろ簡単であるが、その反対者の意見を取りまとめて一つの提案を作成することは、実は極めて困難な作業である。従って住民がまちづくり提案を作成する活動の意味は、住民の自治運営への主体性を確立する学習プロセスであり、市民社会構築の大前提ということができる。

「まちづくり提案活動」支援原資の変容

住民のまちづくり提案活動に対する資金の支援は、一九八〇年代に登場した「まちづくり条例」に基づく「まちづくり協議会」に対する「地区まちづくり計画」提案作成の補助金が最初と言える。これは、日本における住民参加型まちづくりのスタートとして高く評価すべきもので、極めて大きな成果を上げてきた。しかし、二十年以上経過した現在から振り返って見ると、当時の「住民の主体性」はそれほど強くはなく、長い学習プロセス



助成申請者の公開審査会の風景（東京都世田谷区）

の中で次第に住民の主体性が確立されてきた。そのような中で、補助金とは違う行政の恣意^しが入らない独立性の高い資金として、「公益信託」を利用した助成制度が登場した。その代表が「世田谷まちづくりファンド」である。もちろん区役所も出資しているが、企業や住民も出資する形で行政色は薄められ、さらに助成先決定に行政が関与できない運営委員会という仕組みを設けることによって、より住民の主体性、独自性が強まっている。

例えば、再開発事業の住民活動は行政のお墨付きであることから、行政の補助金で賄われるが、

その再開発事業に必ずしも賛成しない隣接地区の住民活動は、公益信託で支援される可能性があるという役割分担がある。

ただし、この公益信託制度は元金を銀行に預け、その果実を助成金とするものであるため、利率が低い現状では運営が大変難しく、当初から基金取り崩しを前提にした公益信託が誕生した。その代表が「高知市まちづくりファンド」である。わずか三千万円を基金にし、およそ八年間程度で終了する時限制度であり、これも一つの方法である。

公益信託と並ぶもう一つの原資は、「公社資金」である。たとえば「千代田まちづくりサポート」の資金は、サポートの事務局を担っている(財)まちみらい千代田の賛助企業からの寄付金である。従って、税金を一切利用しない形での企業と市民のパートナーシップが実現している。類似例としては「あだちまちづくりトラスト」があり、区が開発負担金を公社に拠出し、助成金に充当している。さらに練馬区都市整備公社では、自転車駐輪場の収益をまちづくり基金に活用するための準備を行っている。

三つ目の原資は「住民税」である。例えば市川市では、すべての納税者が自らの住民税1%を、自らが決めた住民活動団体に寄付できるという制度を二〇〇五年度にスタートさせた。これは、これまでの助成制度とは全く異なる発想の、住民が住民を支援する画期的な制度と言える。今後、他自治体に波及すると思われる。

今後の資金調達にも多分、ユニークな方法が生まれてくると思われるが、今後は企業と市民団体

とのマッチングをぜひ期待したい。「公益信託」や「公社資金」では、企業の名前はなかなか表に出にくいいため、従来の寄付金の枠にとどまっている。しかし今後、住民のまちづくり提案活動が多様化してくると、個別の企業との連携が企業にとっても、住民活動団体にとってもメリットがあるケースが生じられると思われる。そのスタートとして、(財)まちみらい千代田は地元企業や地元商店会の冠を付けたテーマ型助成金を検討している。

ハードなまちづくりに対する住民ニーズの高まり

これまで助成対象となる住民のまちづくり提案事業は、ほとんどソフトな活動に特化していた。もちろん緑化や遊歩道整備、コーポラティブ住宅など、ハード整備を目標とする提案も多々あったが、助成金の使途は計画プロセスにかかわる経費のみが可能で、最終的な建設工事に直接かかわる経費などは認められていないケースが多かった。せいぜいマップや書籍を印刷する経費に限られていた。

もちろん基金の枠が少なかったことと、十数年前にはまだそのようなニーズも住民サイドには多くなかった。従って、実際には五十万円を上限とする助成金があった。

しかし、この十年の経過の中でハードなまちづくり活動を志向する住民団体も増え、このような住民団体にとっては拠点となる場所や建物が重要であり、その日常的な運営を通じてこそ目標を達成できるわけで、ハード整備に対する助成ニーズ



1次審査で選考された提案グループが2次に向けて、技術面の専門家を交えて計画づくりを進めている（横浜市）

は高まってきた。

それを受けて〇五年度にスタートしたのが、「ヨコハマ市民まち普請事業」である。これは、緑地や建物などの身近な地域まちづくり施設整備に対して、上限五百万円までを助成するもので、二段階の公開審査によって助成先が決定される。筆者はこの助成事業の準備段階からお手伝いしている、これまでのソフトな住民活動助成審査と全く異なる審査方法と、そのプロセスに際していろいろと考えさせられている。

市民ならではの発想企画か、地域住民が参加できる計画策定プロセスか、社会的、法的に実現性があるか、住民による継続的な維持運営管理が可

能かなど、まさに「住民提案の本質的意味」が問われている。

さらに財団法人都市開発推進機構は、地域のハードなまちづくりを推進するための助成制度を始めた。これは、地域に既にある公益信託などのまちづくりファンドに、原則二千万円を限度として直接資金を拠出するもので、〇六年度としては十の公益信託および財団法人に助成が決定している。これも大きな社会変革に対応した画期的な制度と考えられ、今後の成果が注目される。

ただ実際には、既に存在しているまちづくり公益信託などはソフトなまちづくり提案活動助成のみであったので、これを機会にどの程度の自治体がハードなまちづくり提案活動助成に一步踏み出せるかは未知数である。特にハード整備に関して助成をすると、行政のハード部門との多くの調整が必要になり、さまざまな点で制度的な壁に突き当たる。

また、行政のハード部門の職員はソフト部門より「行政こそが公共」という意識が強い。これをきっかけにして、まさに行政改革、職員の意識改革が求められている。

「分権による住民自治の実現」が課題に

いずれにしても、日本の住民まちづくり提案の行政支援制度も、世田谷まちづくりファンドをスタートとしてみれば十四年が経過し、第二段階に入ったと言える。導入期を経て今後展開期を迎えるためには、新たな公共サービスを担う住民団体

をさらにステップアップするための社会的支援制度のメニュー拡大が求められている。

企業との連携、行政との連携、そして助成ではない融資制度、さらに寄付税制など多くの課題がある。また住民側にも、さまざまな住民の合意形成に関する地域独自の手法開発や、単一テーマではなく地区まちづくりを総合的に扱うネットワークの工夫など、地域コミュニティを再構築するためには、乗り越えなければならない多くの課題がある。

しかし、最終的に目標とすべきは「住民自治」であることを認識しなければならない。さまざまな支援によって育ってきた住民団体が地域を担おうとする際には、行政は財政的支援のみならず、むしろ積極的に「分権」を進めることが必要である。それも上からの分権ではなく、受け皿が整った地域からのボトムアップである。一見モザイク状に分権が進むのは、地域間の不公平、不平等になるとの不安があるかもしれないが、市民社会実現のためには、行政は勇気を持たなければいけないし、過渡期を恐れてはいけない。

英国のパリッシュ制度に見られるように、今必要なのはむしろ住民のエネルギーや智慧を最大限引き出し、効率的でかつ民主的に地域運営、地域経営を行うための新たなインセンティブである。住民のまちづくり提案制度の行政支援を単なるブームで終わらせることなく、最終的には「分権による住民自治の実現」までを視野に入れて、行政は継続的発展的に住民支援を展開しなければならない。



市民と協働で進める

「まちづくり事業企画提案制度」

——住民自治に向けた自立的な活動を育成・支援へ



市民部地域振興課

河野憲義

札幌市厚別区は、市の東部に位置し、人口約十

三万人、札幌市の副都心機能を備えた商業業務地区と周辺の住宅地から成り、緑豊かな自然環境にも恵まれている。この厚別区において、市民と行政が協働で地域の課題を解決し、地域づくりを進める「厚別区まちづくり事業企画提案制度」が平成十七年度に始まった。

（住民提案の事業を選定し 区の業務として委託）

厚別イベントキャラクター
「ピカカットくん」

1 調査など、行政ではなかなか思い付かないようなユニークなものやアイデアを生かしたもののばかりである。また、これらの事業を実施することになった各団体は、区

この制度は、地域の住民組織やグループなど市民が企画提案したまちづくり事業を、学識経験者や区の部長職で構成する選考委員会が審査・評価の上で選定し、区の業務として提案団体に対して委託することにより実現するものである。初の取り組みとなった十七年度は、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」「ふれあいと交流のはぐくまれるまちづくり」「環境・都市機能の向上」——の三つの募集テーマに沿った十一事業の応募があり、審査の結果、八つの事業を選

定した。

選ばれた事業は、サイクリングロードの壁画アート事業や厚別区のイベントマスケットの作成、自然散策と散策によって得たデータを使つてのパソコン教室、子育て中の母親らによるバリアフリ

内で長年活動してきたまちづくりグループをはじめ、子育て中の母親、区内にある大学の学生、区内の民間事業所に勤務する有志が集まったグループなど、これまでまちづくりを進めていく中で行政や地域とのかかわりが

(別表)

提案制度の募集・実施の流れ

1. 企画の募集
2. 企画提案書の提出
3. 審査（公開ヒアリング）
4. 対象事業の決定・委託契約
5. 事業実施（中間報告会）
6. 結果報告（最終報告会）

予算：1事業につき20万円程度

少なかった人も多く含まれていた。

（住民の自立的まちづくり活動による 地域課題の解決）

そもそもこの制度は、①市民自治を進めていく上で、地域住民が自立的にまちづくり活動に取り組めるよう、企画力や行動力を蓄えていく②区として地域ニーズを明確化するとともに、これを解決するための手段を具体化していく③今後の厳しい財政状況を踏まえ、住民自身が地域課題の重要度を見極め、その解決に参加できる具体的な仕組みを作っていく——などの必要性を背景に誕生した。

この制度の具体的な流れは別表の通りである。この表をご覧になると分かると思うが、この制度には幾つかの特徴がある。一つ目は、市民の提案を実現する手法として「委託」という方法を用いたことである。全体事業費の一定割合を支援する助成金や補助金と違い、事業に必要な費用が全額提供されるため、手持ちの資金がなくても希望する事業が実施できるという長所がある。また、区役所が事業主体となることにより、より確実な実施が担保されるということが挙げられる。

（事業実施・結果の報告会が まちづくりの場に）

二つ目は、企画提案を審査する過程で発表の機会（公開ヒアリング）を設けたり、事業の進捗状況を報告する中間報告会や事業成果を発表し合う最終報告会を開催することである。これによって、区民が伝えたいことを表現す



「環境・快適暮らし展in厚別」。環境保護啓発のため事業所や団体の取り組みを紹介する催しを区内の大型商業施設内で開催

る力を高めることになったが、本当の狙いは、他のまちづくり団体の考えを知ることによる自己啓発や他団体との連携のきっかけとすることであった。いわば、こうした報告会の場そのものが一つのまちづくりという考え方である。

だが、一方で課題も残った。委託実施する場合は、積算や仕様書を的確に作成し、契約を結ぶという契約事務が発生する。具体的なアイデアを契約書の仕様書に置き換えなければならないし、事業終了時には成果を整理して報告し、区の検査を受ける必要がある。また、長期的なテーマや継続性が求められる事業でも、予算執行上の関係から年度



「バリアフリー＆転勤者にやさしいまちづくり事業」。子育て中の母親に呼び掛け、ベビーカーを使いながら駅や大型商業施設などを歩き、結果をマップにまとめた

だが、一方で課題も残った。委託実施する場合は、積算や仕様書を的確に作成し、契約を結ぶという契約事務が発生する。具体的なアイデアを契約書の仕様書に置き換えなければならないし、事業終了時には成果を整理して報告し、区の検査を受ける必要がある。また、長期的なテーマや継続性が求められる事業でも、予算執行上の関係から年度

とに慣れない団体にとってはかなり大変な手間であったとの感想も聞く。

まちづくり活動の広がり と交流の推進

ともかく初年度の事業はいったん終わった。参加した八団体にアンケート調査を行い、七団体から回答を得た。それによると、まちづくり事業にスタッフなどとして実際に活動に携わったのが二百八人に上っている。そのうち提案団体に所属している人が四十七人であるから、まちづくりの活動をする人の新たな掘り起こしにつながったことが分かる。

また、この事業に参加したことが要因だと思われる団体の会員増は合わせて十五人となり（減は三人）、活動範囲の広がりや会員同士の交流が進展したとの意見が多いなど、各団体の活動自体が活性化されていることも分かり、一定の成果が上

末でいったん終了しなければならぬ。

さらに、事業主体が区側に存在するがゆえに、事業の内容によっては、行政内部の基準（要綱など）に適合させるため、関係部局との調整作業を伴ったり、実現に向けて支援したりするなど、区の事務量は広範囲かつ多岐に膨れ上がった。終わってみると好評だった中間報告会や最終報告会についても、準備作業やスケジ



最終報告会の意見交流会の様子

がったものと考えている。

活動のレベルアップと将来への展望

既に今年度も応募が始まり、このほど六件のまちづくり事業を選定している。団体別にみると、昨年に引き続き選定されたのが三団体、新たに応募し選定されたものが三団体である。昨年に引き続き応募する場合は、前年よりもさらなるレベルアップを求めたが、全体的には、もう少し地域とのかかわり方を深めた方が、良い活動につながると思われる提案が目立った。今年度は、昨年に引き続き制度を実施していくが、今後の展開については、これまでの事業成果を踏まえながら検証を行い、方向性を出していく必要があるだろう。

この五月、平成十七年度の最終報告会を開催した。この報告会には、先に述べた八団体全てが参加し、一年間の事業実績や活動報告を思い思いの方法で披露した。引き続き意見交流会を行い、一年間を振り返っての感想や苦労などを各団体のメン

バーから出し合ったが、彼らが最後に集約した「自分たちの活動もさることながら、その個々の活動をどう横につなげていくか考えていきたい」という意見を聞いた選考委員が、総評で語ったコメントが印象に残る。いわく「皆さんの成長ぶりに感動を禁じ得ません」。また一段と区民がたくましくなったような気がした。



広域活性化に向けた「カシオペア連邦地域づくり助成事業」

——地域コミュニティの課題解決や独創的活動を支援



局長 ● 田山 清

官民挙げた 地域一体感醸成の運動展開

岩手県北部に位置する二戸地域にある五市町村（二戸市、軽米町、九戸村、浄法寺町、一戸町）は、カシオペア座と同じW形に並ぶことから、広域単位で「明るく美しい」地域づくりを進めようと平成三年十一月、「カシオペア連邦」を建国した（※平成十八年一月一日に二戸市と浄法寺町が合併）。この地域は典型的な中山間地域であり、過疎化が進むなど岩手県内においても「暗い」「さびしい」といったマイナスイメージが付きまとい、それを払拭するため、星座カシオペアから連想される「美しい」「きれいな」「明るい」などのイメージを二戸地域のイメージアップに活用し、広域一帯となった活性化を図るため、さまざまな事業を展開している。

二戸地方振興局



岩手県二戸地方振興局が平成二年にカシオペア連邦構想を提唱し、その活動の推進として、地域づくりの若者グループ「カシオペアアカデミー」が中心となり結成した「劇団カシオペア」が、広域内市町村で地域をテーマにした創作劇を上演し、住民への構想の周知などに活躍した。その後同四年七月、市町村と二戸地区広域行政事務組合および県で構成する「カシオペア連邦構想推進事業実行委員会」が設立され、カシオペア連邦構想の普及、同構想に基づく各種事業の実施に対する支援などが行われてきた。

また、行政側が主催する広域的なイベント、会議などについては、その名称に「カシオペア連邦」が冠されているだけでなく、民間が実施主体のイベントなどにおいても同様にその名称が使われる

など、官民を問わず、地域の一体感の醸成に効果を発揮するとともに、県内においては、「県北五市町村＝カシオペア連邦」として定着し、認知度も向上している。

地域づくり活動促進の 中間支援NPO設立

連邦建国以来、キャッチフレーズおよびシンボルマーク、イメージソングやPRビデオの作成など、「地域のイメージづくり」「地域運動の推進」および「全国に向けた情報発信」を柱として、各種事業を展開してきており、構想の浸透から活気ある地域づくりへの取り組みなど、地域住民をはじめとする関係者一丸となつての活動が着実に広がってきた。

しかし、カシオペア連邦構想を提唱したのが県（二戸地方振興局）であり、また、実施主体は行政機関で構成する実行委員会であることから、地域住民自らが推進主体であるという意識は依然希薄であった。そのため、平成十年度から同十一年度に「二戸地区地域づくり住民会議」を設置し、住民主体の地域づくりのあり方についてワークショップで議論を重ね、その中から地域づくり活動を促進するため、中間支援NPOとして「NPO法人カシオペア連邦地域づくりサポーターズ」が設立された。

その後、地域づくり団体への活動支援をする地域づくりサポーター事業、地域内の情報共有や地域からの情報発信をする地域づくり情報ネット事業、将来のあり方を提言する地域づくりフォーラム事業を柱に活動が展開されている。

カシオペア連邦





公開審査形式の助成決定と 成果報告会の開催

地域づくりサポーターズは、カシオペア連邦構想推進実行委員会からの補助金をベースに、連邦内で活動する地域づくり団体への活動助成事業を平成十三年度から実施している。この事業は、カシオペア連邦の住民が自ら主体となって地域づくりの芽を育てる活動や、新たな発展・展開を目指す活動を民間主導で助成していく仕組みであり、地域コミュニティの課題解決を志向する取り組みや地域資源を活かした独創的な地域づくり活動に対して、各団体のプレゼンテーションにより助成金（上限額三十万円）を決定する「公開審査会（企画提案コンペ）」形式により助成を行っているのが特徴である。

また、助成対象事業の円滑な実施を図るとともに、その成果をカシオペア連邦内外の人に知っていただくため、中間報告会と最終報告会を審査会委員の参加を得て開催しており、活動へのアドバイスをいただく機会にもなっている。事業当初は、慣れないプレゼンテーションでうまく表現できず、助成金を獲得できなかったり、獲得金額が低かった団体が回を重ねるごとに腕を上げ、審査員の先生を驚かせたり、うならせたりするほどの成長ぶりには目を見張るものがある。また、助成金を獲得するだけでなく、いかに自分たちの活動をPRするかといった情報発信能力の向上にも役立っている。



第6回地域づくり助成事業公開審査会の様子

延べ七十団体に対する 助成と成果の検証

今年度までの助成団体は、延べ七十団体となっており、昨年度、これら団体の活動の評価を通じて、本事業の成果の検証を行った。その結果、①助成を受けた

団体同士の親睦が深まり、相互の行事に参加するなど、連邦地域内での連携交流の取り組みが促進された
②助成事業をきっかけに自らの活動ノウハウを取得し、地域の理解を得ることにより、助成事業の終了後においても事業収益、企業からの協賛



平成17年助成事業報告会

などにより活動を発展させている③報告会などを通じて地域づくり団体の活動をPRするなど、報道機関などに対する情報発信力が高まった——などの成果が出ている。

その反面、①一部の団体では、助成事業終了後の活動が下火になるなど、助成金がなくなると活動の継続が困難になる②公開審査会などへの参加は、ほぼ助成団体関係者であり、一般住民の参加が少ない③連邦地域内において助成を受ける団体に地域的な偏在がみられ、地域によって取り組み方に温度差がある——などの課題も浮き彫りになった。

なお、助成を受けた団体からは、このような助成事業は地域で地道に活動している団体にとって大変貴重との意見が多く、今後の継続を期待している。

行政と協働した事業の 受け皿団体への育成が課題

構想の原点の一つである広域活性化を図る一助となるのが地域づくり助成事業であり、この検証を基に、今後の助成事業のあり方や財源確保などについて検討を進めている。活力ある地域社会を構築していくためには、助成を受けた団体が育ち、行政と協働してさまざまな事業の受け皿となるよう、中間支援NPOが継続的なサポートをしていくことも今後の課題となっており、地域の住民と行政とが連携を保ちながら、カシオペア地域に合ったまちづくりにつなげていきたいと考えている。



住民や行政に

「まちづくり勝手案」を提案

地域の主体的な取り組み、行政との協働を支援



代表理事 ● 榊原 進

「勝手連 仙臺まちづくり応援団」の結成

日ごろから定期的に集まって仙臺のまちづくりについて語り合っていた仲間が、「勝手連 仙臺まちづくり応援団」を平成十二年に結成した。大学教授、まちづくりコンサルタント、一級建築士、NPOスタッフ、市職員、当時学生であった筆者など、まちづくりの実務者や研究者がメンバーである。企業とも行政とも、独立した関係にあり、専門家やNPO、行政とのネットワークを活かし、市民が主体的に取り組むまちづくりを応援しようというのが設立の趣旨である。

活動の柱となったのは「まちづくり勝手案」。

これは、自分たちの興味のある仙臺のまちを勝手に取り上げ、その実態や課題を誰もが直感的に理解しやすいように工夫して、写真や図面、グラフを用いてまとめ、それをまちの理解を助ける資料として市民に提供する。また、まちの将来のための処方せんをみんなのディスカッションの中から

提案し、単なる思い付きを含め、行政では描きにくい具体的提案として表現し、地域の人に提供する。この二つを目的とした、文字通りまちづくりについて勝手につくる提案である。

「コンパクトシティ目指す 「デート・タウン八幡」構想

最初に候補に上がった八幡町は、仙臺城下町の西の玄関口に位置し、大崎八幡宮(国宝)の門前町として栄え、現在でも往時をしのばせる歴史的資源が残っているが、マンションなどの建設により街並みや生活環境の悪化が懸念されていた。

各種資料やデータを整理するとともに、メンバーで現地を歩くまち探検を行い、気付いたことを図面や写真に整理し、それらを基にディスカッションを行う。そんなことを繰り返して、A3判二十七ページの「デート・タウン八幡」を仕上げた。

勝手案は、「探検」と「夢」の大きく二



図1

つのパートに別れ、前半の「探検」ではまちの現状と課題をどう認識したか、後半の「夢」では断片的だが具体的な将来像を提示している。夢の部分は、本来の都市デザインではさらに考慮すべき諸条件を検討し、全体の整合を図る必要があるが、勝手連ではそれぞれ独立した夢として、全体に捕われず具体策を追うことにした。すっかり出来上がり、参加の余地がない計画よりは、「そんな夢なら自分の夢の方がよい」と、まちの人たちが積極的に参加しやすい状況をつくる方がよいと考えたためである。

勝手案の概要を簡単に紹介しよう。なお、全内容は、都市デザインワークスのホームページ(<http://www.udworks.net/>)にて公開しているので、参照されたい。

まちづくり勝手案「八幡町の探検」

立地特性と自然環境、歴史、水とのかかわり、まちの構成、景観、土地利用、人口の七つの切り口から八幡町の特徴を次のような見出しにし、図や写真などと併せて示している。

- 自然のネットワークが息づくまち
- 仙臺の歴史を残すまち
- 水路に囲まれたまち【図1】
- 歴史を伝えるまちの構成
- 懐かしい景観が残っているまち
- 次第に無表情になっているまち
- 多くの若者が暮すまち

まちづくり勝手案「八幡の夢」

「探検」で発見したまちの特色を下敷きにして、八幡町のまちづくりのコンセプトを示した上で、これに沿って個別の夢を描いている。

○どんとレールⅡ北部都心を東西につなぐLR Tの提案。毎年一月十五日に開催される「どんと祭」が名前の由来。【図2】

○千台駐車場Ⅱ市の内環状道路整備に際して地形を生かした千台規模の駐車場を設け、どんとレールと併せ西のパーク・アンド・ライドの拠点をつくる提案。

○市街地モデルⅡ協調・共同化でより大きな空間で建築配置のデザインをすることで、緑豊かな複合市街地形成が可能なことを示すモデルスタディ。

○四ツ谷用水散策路Ⅱ仙台城下の生活用水で、現在は暗きよの四ツ谷用水の上部に新水路を設け、水でつながる緑陰空間の提案。【図3】

○中島丁、角五郎丁通の街並み整備Ⅱ伝統的な街並み再生に向けたルールの提案。

地域住民がまちづくり協議会を設立

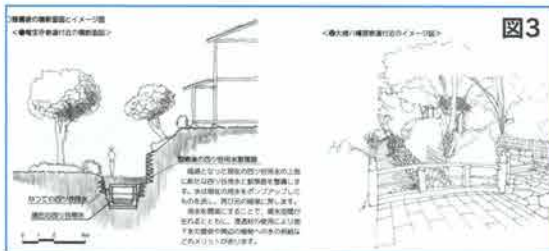
勝手連は、冊子を作成してこの案を地元住民や関係機関に提出した。また、地元の人との意見交換では、勝手案を好意的に受け入れていただくとともに、街並みや生活環境の悪化を危惧しているが、どうすればよいか悩んでいることが分かった。

市は、これらの動きを踏まえ、まちづくり計画の策定を地元で打診。地元商店会や町内会がワークショップなどを通して、自分たちが住むまちの将来像を描き、それに向かって何をしていくかな

図2



図3



市民提案型まちづくり推進のNPO法人に発展

どを話し合い、まちづくり計画にまとめた。二年にわたる計画づくりには、市の専門家派遣制度を活用して、勝手連メンバーが支援した。そして平成十七年には、計画づくりで中心的な役割を担った住民が発起人となり、町内会や地元の各種団体からなる「八幡地区まちづくり協議会」が設立された。協議会は市と連携しながら、来年度開園予定の公園のデザインやそこに設置される「八幡まちかど博物館」の管理運営について議論を重ねるなど、まちづくりの実段階へと差し掛かっており、今後への期待が高まっている。

一方、勝手連はメンバー数人と筆者が所属した大学研究室OBが中心となって、NPO法人都市デザインワークスへと発展した。仙台を中心に市民提案型まちづくりの実現に向けてさまざまな事業を展開している。

図4 マイマップシールに張るアイコンシール

- 💡 友人に教えたい「オススメの場所」
- 👁️ スケッチを描きたい「眺めのいい場所」
- 🏠 ○○したくなる「居心地のいい場所」
- ❓ もうちょっとこうなったらいいなと思う「気になる場所」
- ☐ その他



まちづくりカフェでマイマップづくりに取り組む市民

れらを通じて得られた市民の意見や思いは、都市デザインワークスが作成するまちづくり構想に反映させるというものである。【図4、写真】

この一連の取り組みは「マイマップづくりによるNPO版パブリックコメント」として、第四回日本都市計画家協会賞特別賞を受賞するなど高い評価をいただいた。今後も発展・継続させて、市民提案型まちづくりを推進するプログラムとして普及に努めたいと考えている。

特に昨年度は、市民提案型まちづくりの手法の開発に取り組んだ。計画検討段階から気軽に楽しく市民の参画を促し、まちづくりに対する思いや潜在的なニーズを引き出し、計画づくりに反映させることが目的である。仙台中心部を流れる広瀬川を活かしたまちづくりをモデルとして、専門家の解説とともにまちを巡る「ガイドツアー」、そこで感じたことや発見したことをマップにアイコンシールを張る「マイマップづくり」、まちの現状や将来像のたたき台をパネル展示した会場で誰もが気軽に意見交換ができる「まちづくりカフェ」などを実施した。こ



市民が選ぶ

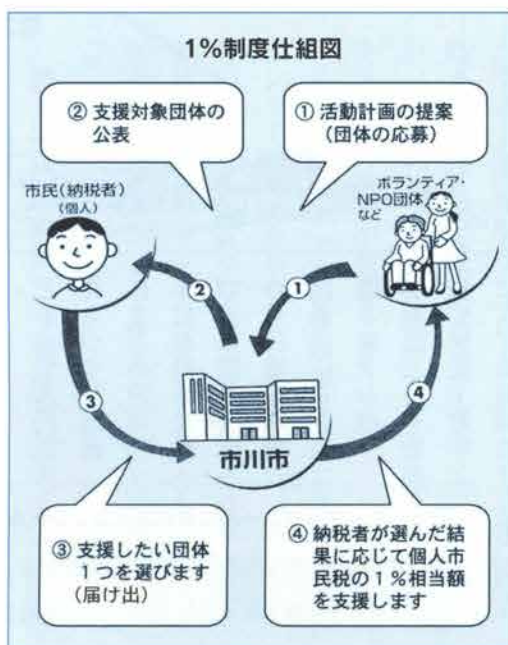
「市民活動団体支援制度」

——個人市民税の1%相当額を納税者が選んだ団体に交付

ボランティア団体、NPOなど、市民活動団体から市へ事業を提案してもらい、審査を通った団体の中から、市民（個人市民税の納税者）が、支援したい団体を一つ選んで市へ届け出すると、その人が既に納めた個人市民税の1%相当額が、市から支援金（補助金）として、団体へ交付される。この制度は、ハンガリーで一九九七年から行っている、納税者が所得税のうち1%を自ら選択したNPOに提供できるという「1%法」をヒントにしている。

（納税者意識の高揚と市民活動団体の支援が狙い）

制度の目的の一つは納税者意識の高揚である。市川市は東京に隣接した住宅都市なので、勤め人が多く住んでいる。勤めている人は、給与から税を源泉徴収されているため、税について関心を持ちにくく、市政の動きや地域のことにについてもあまり関心がないということになりがちだ。そこで、納めた税の使われ方を自分で決められれば、税金



ボランティア・NPO協働推進課
課長 ● 五十嵐盛春

やその使い道について関心が高まるだろうということを考えた。

二つ目は、市民活動団体への支援と活動の促進である。市内では現在、当課で把握しているだけでも約三百の市民活動団体が活動している。市民と行政の協働の時代と言われる中で、市民活動団体などが地域で果たす役割は、ますます大きくなっていく。さらに、団塊の世代がリタイアし地域

に戻ってきた時、生きがいや社会貢献のために、地域活動に参加していく受け皿としても期待されている。そういう中で、市民活動団体への支援、活動の活性化が何よりも求められてきた。

市民活動は、市民が主役の活動なので、市民が直接支援するという形が理想だと思われる。税金の使い道の指定と市民活動団体への支援を結び付けたこの制度は、市民が支える市民活動の実現を目指していくものである。

制度の内容

① 納税者

この制度により支援団体を選択できるのは、市内に住んでいて、前年度分の個人市民税額のうち、納期限がきている分をすべて納めている人。

② 対象となる団体

市内に事務所を有し、市内において活動している、営利を目的とせず、自主的に活動している市民活動団体。

③ 対象となる事業

対象となる事業は、市内で実施する、市民を対象にした事業で、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成など、営利を目的としない公益的なもの。

④ 支援の対象経費と支援の額

事業に直接要する経費で、支援の額は経費の二分の一まで。上限はない。

⑤ 届け出結果の公表と事業計画の変更

市は支援額を団体ごとに集計し、公表する。団体は届け出による支援額に応じて事業の変更

(拡大・縮小)を申請できる。事業の変更は、当初申請した事業目的に沿ったものであることが必要。

⑥ 事業の実施

団体は支援金額の決定通知を受け、提案した事業を実施する。事業が終了すると、団体は事業の成果を記載した実績報告書などを市に提出する。もちろん、実績報告書などの書類は市民に公開される。

⑦ 市民活動団体支援制度審査会

学識経験者四人、公募の市民委員三人の計七人で構成している。任務は、市民活動団体からの事業提案・変更申請の内容・事業実績報告の審査のほか、基金の運用について意見を述べることなど。

⑧ 市民活動団体支援基金

市民活動団体を支えていくための資金の受け皿として創設した。

この基金は、納税者の届け出による支援額が団体への支援金決定額を超えた分や、納税者が団体を選ばずに基金への積み立てを選択した分、また、市民や法人などからの寄付金なども積み立てる。

行政と市民のまちづくりに向けた協働体制の第一歩

平成十七、十八両年度の実施結果は、表の通りだが、成果としては、市民が市民活動団体を支援し、団体は直接、間接に市民にサービスを提供する。そのような仕組みを行政がつくるという協働



団体プレゼンテーション

体制の第一歩を踏み出したというほかに、団体の事業PRを紹介した十六ページの広報紙、ケーブルテレビや公開の場での団体によるプレゼンテーション、駅頭でのPRなど、さまざまな方法で市民団体の活動を市民に広くPRできたということも挙げられる。多彩な市民活動が、一挙に表舞台に登場してきたのである。

広報紙を見て、この団体の会員になりたいとか、ボランティアとして参加したいという問い合わせが多数寄せられたのは、思ってもいないうれしいことだった。

また、団体にとっては、これからは市民の注目を受けながら、事業を実施することになり、励みになるとともに、いいかげんな気持ちでは活動できなくなり、緊張感を持って事業を実施していくことになると思う。つまり、団体間の競争を促し、活動が一層活発になっ



1%制度ポスター

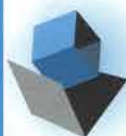
1%支援制度の実施結果

	平成17年度	平成18年度	対前年比
支援対象団体数	81団体	98団体	17団体 増
選出届出期間	4月9日～5月10日 (32日間)	4月15日～5月26日 (42日間)	10日間 増
届出総数	6,266人 (全納税者の2.8%)	6,996人 (全納税者の3.1%)	730人 増 (11.7% 増)
有効届出数	5,557人 (88.7%)	6,344人 (90.7%)	787人 増
	13,418,960円	15,190,785円	1,771,825円 増
	団体選択 5,049人	団体選択 5,896人	団体 847人 増
	12,427,815円	14,168,225円	1,740,410円 増
基金積立	508人	448人	基金 60人 減
	991,145円	1,022,560円	31,415円 増
無効届出数	709人 (11.3%)	652人 (9.3%)	57人 減

二年間実施してみて、市民や市民活動団体からさまざまな意見をいただいた。そのような中で、課題としてはもっと多くの市民(納税者)に参加していただけるよう、制度のPRや市民活動を市民が理解して、活動を身近に感じることができるよう環境づくりに、一層力を入れていかなければならないことは当然である。さらに、①納税していない人が、市民活動団体の支援に何らかの形で参加することはできないか②団体を選択する時に、複数の団体を選択することはできないか③団体への支援金額に上限を設けることはできないかなどが挙げられる。

多くの市民参加と環境づくりが課題

改善できるものは改善して、よりよい制度にしていこう。そのようなスタンスで取り組み、市民が支える市民活動の実現に向けて努力していきたいと考えている。この制度の詳細についてはホームページ(<http://www.city.ichikawa.chiba.jp/net/siminsei/volunteer/nouzei.htm>)をご覧ください。



公益信託制度を活用した

「世田谷まちづくりファンド」

——住民のまちづくり活動の芽を広範囲に育てる



トラストまちづくり課長

・浅海義治

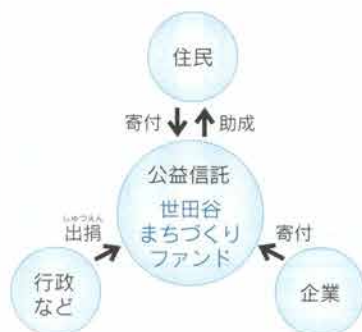
魅力的なまち創出に向けた
柔軟な支援の仕組み

「世田谷まちづくりファンド」は、区民の創意と工夫にあふれたまちづくりを支援し、人間性あふれた魅力的なまちを創出することを目的として、平成四年十二月に設立された。設立の背景には、分野をまたぐ住民活動への行政対応の難しさや、住民・企業・行政の協働まちづくりの必要性が認識され、中立的な立場からより柔軟に住民主体のまちづくりを支援する方法が求められたことにある。

公益信託制度は、公益的な目的で一定の財産を受託者（信託銀行など）に委託し、受託者はこれを管理・運営しながら公益活動を行っていくという仕組み。世田谷まちづくりファンドの場合、財団法人世田谷区都市整備公社が委託者となり、中央三井信託銀行が受託者になっている。実際の助成選考を行う「ファンド運営委員会」は、学識経験者や区民、行政のメンバーによって構成される。

また基金については、ファンドの中立性を確立するために、行政からの出資以外に、住民や企業から寄付を募り育てていくことが構想された。

世田谷まちづくりファンド概念図



世田谷まちづくりファンド運営の特徴

世田谷まちづくりファンドは十三年前、他の自治体に先駆けてつくられた住民主体のまちづくりを支援する仕組みである。当時は、その目的とともに、左記のような助成事業運営方式のユニークさに全国の注目が集まった。

ガラス張りの助成決定

毎年の助成グループは、選考プロセスの透明性を確保するため、公開審査会によって決められる。

公開審査は、助成申請者のプレゼンテーションを基に、誰にも開かれた会場で運営委員が助成グループを選定する方法である。今では、この公開審査方式は、他自治体の同様な助成事業のモデルとなっている。

学び合い育ち合う場としての助成事業

ファンドは、単なる助成の役割だけにとどまらず、各グループが助成期間を通して育つよう、一つの学校のような運営方式が考えられた。年二回開催される活動発表会では、まちづくり課題や活動上の悩みなど、活動グループ相互の情報交換やネットワーク形成の機会を設けている。



活動発表会での情報交換

区民サポーターによるファンド支援

ファンドの運営には、その一翼を住民サポーターが担うことが設立当初から考えられた。現在は「まちづくり広場」が活動発表会などのプログラムの企画・運営にかかり、また運営委員改選に当たっての選定基準の提言なども行っている。また過去には、住民サポーター主催による基金集めのためのチャリティーコンサートが開催された。

まちづくりセンターとの連携

以上の特徴に加え、「まちづくりセンター」との連携があることが、他の市町村には見られない世田谷まちづくりファンド固有の特徴である。この協力関係は、ファンドの仕組みを単なる資金的支援にとどまらない、より包括的なまちづくり支援の仕組みとする上で、重要な役割を果たしている。

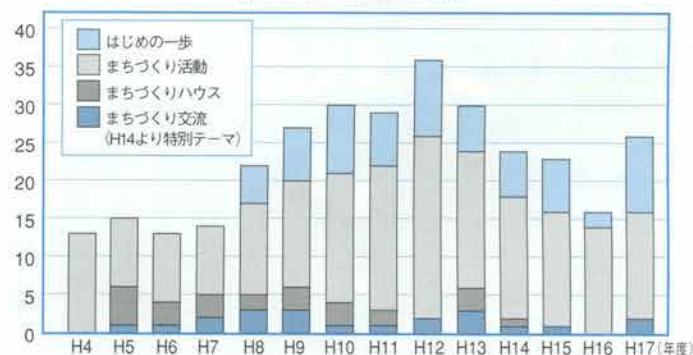
まちづくりセンターは、参加や協働まちづくりを支援・推進するために、平成四年四月に世田谷区都市整備公社内に設けられた組織で、ワークショップなどの専門性を有すると共に、区民、専門家、区の各部署とのネットワークを有している。その公的立場と専門技術やネットワークを活かし、助成を受けたグループへの活動相談役として、また行政との橋渡しや事業連携などにより、区民まちづくりの活動支援を行っている。

なお、世田谷区都市整備公社は平成十八年四月一日、新しく「(財)世田谷トラストまちづくり」として発足し、まちづくりセンター事業も新財団に移行した。

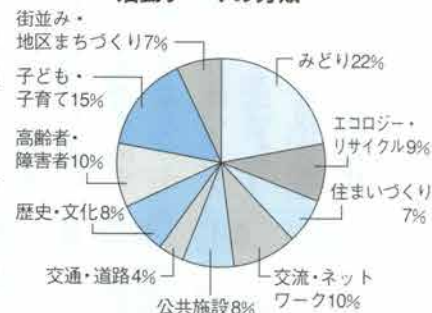
延べ三百十八件(百六十五グループ)の活動を助成

ファンドは、毎年五百万円の総額で助成事業を行ってきた。これまでの助成事業の成果をまとめると、次の内容が挙げられる。

助成グループ数の推移



活動テーマの分類



① 区民主体のまちづくり活動の掘り起こしと普及

これまでに延べ三百十八件、区内百六十五グループの活動を助成し、区内の広範なまちづくりの芽を育ててきた

ことが挙げられる。活動内容は、幅広い分野にわたり、活動フィールドも区内各所に広がっている。

② 助成グループに対する社会的信用力、活動推進力の付与

資金的支援に加え、助成グループに信用力と活動推進力を付与してきたことが挙げられる。ファンドから助成を受けることは、地域コミュニティや行政などに、自分たちの活動をアピールする上で大きな後ろ盾となっている。さらに、助成審査を受けることで、自分たちの自信と励みになり、計画性を持った活動の推進力ともなっている。

③ 区民が発想するまちづくりコンセプトの提起

行政の縦割りや事業の枠組みに縛られない、区民の発想による「まちづくりコンセプト」を示し、広げてきたことが挙げられる。その発想とは、生活者の立場からの分野横断的な取り組みとして特

徴付けられる。子育て、住まい、景観、みどり、福祉などの多様な視点が組み合わさった活動など、行政としてはお金を出しにくい活動を柔軟に支援してきた。

「次世代まちづくりファンド」への取り組み

これまで十三年間のファンド助成の成果は、区民活動の芽を広範に育て、世田谷スタイルともいうべきまちづくり風土を築いてきたことにある。しかしながら、一般区民にとって成果が見えにくいことやグループ間の連携が思うように進んでいないなど、当初の構想イメージが十分達成できていない部分も見えてきた。また、寄付金の減少や区民サポーターの少数固定化などの課題も生じてきている。これらの課題を乗り越え、次なるステージを切り開く創意工夫が必要な段階にきている。

そのため、平成十七年度から「次世代まちづくりファンド」と銘打った取り組みを始めた。それは、ファンドとまちづくりセンターに今まで蓄積された情報や人材ネットワーク、ノウハウなどの地域資源を再編集して相乗効果を生み出す方策や、住民活動と行政活動を結び付けるコーディネート機能の強化に向けた取り組みである。

具体的には、財団法人民間都市開発推進機構からの資金拠出制度を活用し、「まちを元気にする拠点づくり部門」を今年度創設して、環境形成への支援強化を図っている。また、基金運営に寄付者の意向を反映させる仕組みの検討や、ファンドへの思いや知恵を集約する新しい場づくりプロジェクトの展開が今まさに始まろうとしている。



協働の地域づくり

「ヨコハマ市民まち普請事業」

——身近なまちづくりへの参画によるコミュニティ形成



都市整備局地域事業部地域整備支援課

● 肥山達也

横浜市は、「民の力が存分に発揮される都市・横浜」の実現を目指し、平成十四年十二月に「中期政策プラン」を策定した。この中で、「市民との協働による地域まちづくり」を重点戦略として掲げている。その具体的施策として、市民に身近なまちのプランやルールづくりなど地域まちづくりの分野で、市民が地域まちづくりに参画する手続きや支援策を定めた「横浜地域まちづくり推進条例」を同十七年二月に制定、同十月に施行した。

（市民からアイデアを募集し 公開コンテストで選考）

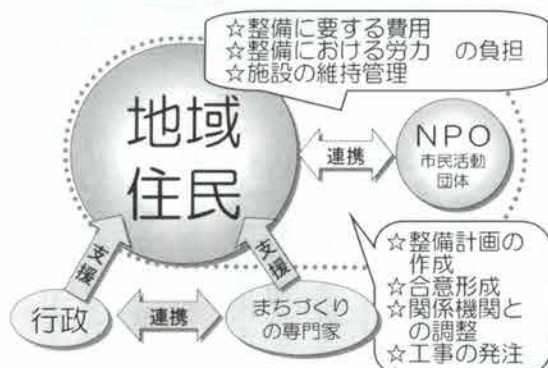
「ヨコハマ市民まち普請事業」は、この条例に基づき支援策の一つとして、市民から身近なまちのハード整備に関する提案を募集し、二段階にわたる公開コンテストで選考された提案に対し、最高五百万円の整備助成金を交付するという全国的にも先駆的な取り組みとして、平成十七年度から新たに開始した事業である。

この事業は、職員自ら提案した「市民のための

事業」を、企画から事業化まで責任を持って推進する仕組みとして、平成十四年度に開始した「アントレプレナーシップ事業」の同十五年度検討テーマ「市民提案・市民主体の身近なまちづくり」を事業化したものである。市民が身近なまちのハード整備に関するアイデアを出し、共感する人を集め、議論、計画、合意形成、整備、維持管理まで、すべて自分たちの手で取り組み、市はそれらを市民が主体となって実現できるようにサポートを行う【図1参照】。

市民が自分たちでできることは自分たちが担う、例えばアイデアがある人はアイデアを出し、お金がある人はお金を出し、時間がある人は時間を出すことで、地域の課題を解決するという自治の原点に戻り、施設の計画づくりから整備まで市民に委ねることにより、施設に愛着が生まれ、良好な維持管理とともに、地域コミュニティの活性化

図1 関係図



- ① ソフト面の活動助成ではなく、市民主体で行うハード整備助成としている。
- ② 助成金の助成率を設定しない代わりに、市民に整備に要する費用、整備における労力、または整備した施設の維持管理の負担などを求めている。
- ③ 多様化する市民ニーズに対応し、整備分野を限定していない。
- ④ 一次コンテストを通過した提案ゲル

（助成対象は 市民が主体で行うハード整備）

が期待できる。また、市民が自ら考えたことを主体的に実践してみること、市民の地域まちづくりへの参加意識を高めることも期待できる。

この事業の特徴は次の通りである。

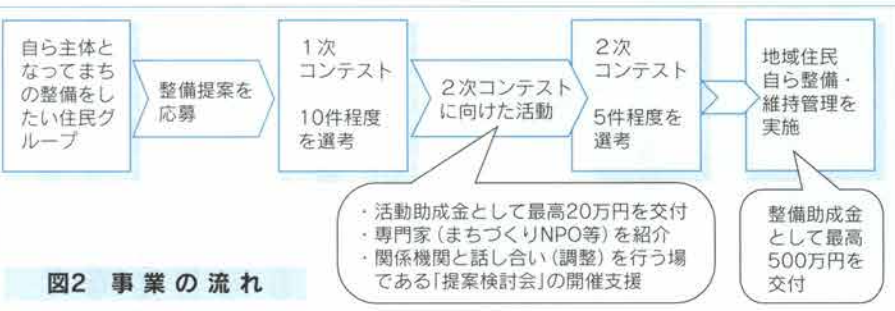
① ソフト面の活動助成ではなく、市民主体で行うハード整備助成としている。

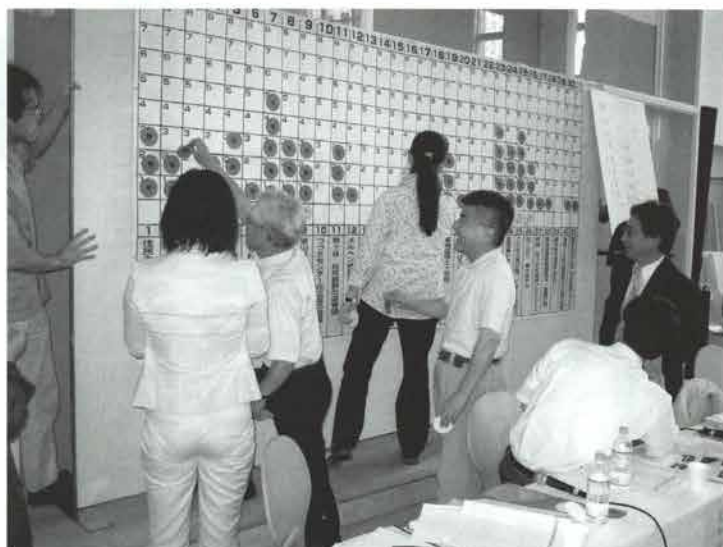
② 助成金の助成率を設定しない代わりに、市民に整備に要する費用、整備における労力、または整備した施設の維持管理の負担などを求めている。

③ 多様化する市民ニーズに対応し、整備分野を限定していない。

④ 一次コンテストを通過した提案ゲル

図2 事業の流れ





1次コンテスト公開投票

ープに対し、行政との話し合いの場づくりや活動費用などを支援し、その上で二次コンテストを行うという、二段階のシステムとしている【図2参照】。

⑤ コンテストでは選考のプロセスすべてを公開し、公平性、透明性、公開性を確保している。

ハード整備という市民にとっては比較的難易度の高い提案となるにもかかわらず、初年度となった平成十七年度は、整備提案の応募が三十一件に上った。七月に一次コンテストを開催し、このうちの十三件が選考さ



児童参加のビオトープ工事業

れ、十二月の二次コンテストに進んだ。

提案グループは、二次コンテストまでの約五カ月間、計画の精度を高めたり、地域の合意形成を進めるなど、提案の実現性を高める活動を行った上で、十二月に二次コンテストを開催し、七件の提案が整備助成対象となった（このうち三件は整備助成金の額について条件が付された）。これら七件については、同十八年度中に整備を完了する予定。また、創意工夫は評価されたものの実現性が低かった二件について、今回の一次コンテストを免除することとなった。

二年目となった平成十八年度は、整備提案の応募が二十件あり、五月の一次コンテストで八件が選考され、十二月の二次コンテストに向けた活動を開始したところである。

市民からの支持確立と 地域組織・団体の連携

まず、コンテストに対する市民の反応であるが、会場アンケートの結果、「今回のコンテストは全体を通じていかがでしたか」との問いに対し、「とてもよかった」「よかった」との回答が一次、二次ともに全体の八割を超え、市民が主体となつて身近なまちの整備について提案し、それらを完全

に公開された中で選考し、当日に結果を公表するシステムに大きな支持が得られたと考えられる。

また、提案グループは、二次コンテストに向けた活動において、整備という地域共通の目的が生まれ、整備助成金を獲得して整備を実現したいというモチベーションと、自分たちの暮らすまちを自分たちが主体となつてより良いまちに変えていこうというエネルギーが、大きな住民パワーを生み出している。特に整備に当たって重要な問題となる合意形成について、地域の力がいかに発揮されている。

また、自治会町内会やPTAなどの地域組織と市民活動団体との連携も生まれ、地域コミュニティが広がりまた深まりつつある。これは、二次コンテストの結果にかかわらず、地域にとって大きな財産になるものと思われる。市民が主体となつて整備に向けた調整を実践することで、明らかに住民の意識は変革し、自立意識が向上している。

より良いまちへの関心の高まりと 地域住民参加の流れ

引き続きコンテストを継続開催するとともに、整備完了後に成果報告会などの開催も予定している。報告会では、公開の場で整備の評価を行うとともに、目に見える形でより良いまちになっているのを見て、他の地域の関心を引くことを狙いに行いたいと考えている。

多くの市民がこの事業のコンテストの参加をきっかけとして、地域まちづくりの楽しさを感じ、地域みんなでまちづくりに参加するという流れにつながっていくことを期待したい。



市民提案システム

「くらし・まちづくり会議」

——パートナーシップを確立し共生的自治を目指す

（市民との協働による
まちづくりを進める）

藤沢市は、一九九八年度（昭和五十六年度）から九九年度（平成八年度）まで十六年間にわたり、「地区市民集会」という形で、早くから市民参加の市政を推進してきた。その間、全体で千九百五十人の市民が運営委員として参画するとともに、延べ約四万二千人の市民が参加し、多くの声が市政に寄せられた。

話し合いを積み重ねることにより、「自分たちでできることは、自分たちで行っていこう」という機運が高まったことを受け、市民と行政がパートナーシップを確立、協働してまちづくりを進めていく共生的自治を目指している。行政側の努力はもちろんのこと、市民にも積極的に市政に参加していただき、さまざまな市政運営上の課題について、どうしたら解決できるのか、その方策を含めて、共に考えていくのを最も重要なこととして、一九九七年度（同九年度）から新しい市民提案シ



市民自治部市民自治推進課
課長補佐 ● 金子正文

ステム「くらし・まちづくり会議」が始まった。

（くらし・まちづくり会議が
課題解決の活動）

くらし・まちづくり会議は、市民自らが地域や市政全体の課題を取り上げ、各地区の独自運営を基本として、継続した活動を行い、市民同士の話し合いにより、望ましい解決の方向を導き出すことを目指している。具体的には、市内十三地区に設置した市民による運営委員会が中心となり、その地区で取り組むテーマを決めるとともに、テーマに関する学習や協議を重ねながら課題を整理した上で、地区内の全体会議（集会）などを開催し、市民同士の話し合いを行う仕組み。

地区全体会議（集会）などの話し合いの結果、まとまったことがあれば、運営委員会が取りまとめ、内容が市政に関することであれば市に対して提言・提案することができる。また、市民が自ら行うべき内容であれば、地区内の市民に対して実践活動などを提起することになる。

本市の総合計画2020の中でも、「すべての市民が協働してすすめるまち」を基本目標の一つに位置付けており、くらし・まちづくり会議をより充実させるため、各地区の市民センター・公民館が事務局となり、運営委員会の活動を支援している。

（運営委員は
無報酬のボランティアから公募）

くらし・まちづくり会議の運営委員は、無報酬のボランティアであり、公募および推薦により各地区二十人程度が選出される。任期は二年間で、原則一回だけ再任されることができ、活動の継続



明治地区の全体集会。子育て支援に関する話に熱心に耳を傾け、地域の活動に生かす

性を確保するために、おおむね半数が毎年改選されている。

運営委員は全体で二百二十三人（一地区平均十七・二人）で、男女別では、男性百三十七人（六一・四％）、女性八十六人（三八・六％）となっている。新たに委嘱した運営委員は百人で、公募二十一人（二二％）、推薦七十九人（七九％）、年次別では、三十歳代一人、四十歳代十四人、五十歳代二十人、六十歳代以上六十五人と、若い人の参加が少ないことが課題となっている。

（市庁内の調整を経て「政策会議」が最終的に決定

市長に提出された提言・提案は、地区内の多くの市民の意見を取りまとめたものとして受け止めている。

市庁内には市民と行政とのパートナーシップによる共生的自治を推進するため、各部の調整課（部内の取りまとめを行う課）などの課長で構成する「市民自治調整会議」を設置。提言・提案については、この会議に諮り、総合計画や財政面をはじめ、さまざまな状況を考慮し、庁内の対応を協議した上で、市長、助役などで構成する「政策会議」において、市政反映について最終的な意志決定を行い、新たな施策として実現化に努力している。

各地区から一九九七年度（平成九年度）以降いただいた提言は、三十五回計三百一項目あり、「実施または実施予定が九十八項目（三二・五％）」、「既に実施しているか他の施策で実施していることを説明したもの六十四項目（二一・

二％）」、合わせて百六十二項目（五三・八％）が何らかの形で市政に反映している。

そのほか、「県などの他機関に関するもの二十三項目（七・六％）」、「検討課題八十二項目（二六・九％）」、「実施困難なもの三十五項目（一一・六％）」となっている。

最近では、二〇〇五年（同十七年）三月に「藤沢本町駅と周辺整備」についての提言が藤沢地区市民会議から提出された。また同年十一月、「片瀬・江の島地区の防災について」の提言が片瀬・江の島まちづくりの会から提出された。これらの提言に対し、藤沢地区では藤沢本町駅ホームへのエレベーターの設置、片瀬地区では津波一時避難



提言を受け設置された津波一時避難場所の案内看板

場所の案内看板の設置などが、本年度の事業として位置付けられ、対応が図られている。

その他の提言についても、来年度に向け具体的に事業化を進めたり、提言の実現に向けてより良い方法を探っている。これらの提言の内容や市からの回答内容は、本市のホームページ「くらし・まちづくり会議」からご覧になれる（<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jitu/data05886.shtml>）。

（地域の協力を得ながら各地区で実践活動を展開

くらし・まちづくり会議の活動のもう一つの大きな柱は、各地区における実践活動である。実践活動は、それぞれの地区の運営委員が地域の生活者の視点に立ったテーマを設定し、地域の市民の協力を得ながら、それぞれの地区で進めている活動である。

例えば小学校での環境学習の実施、あいさつ運動の推進、防災マップの記載項目の再チェック、公園の除草・整備など、さまざまな活動が活発に行われている。

くらし・まちづくり会議は、実際に運営していく中で問題点や課題を整理し、より良いシステムにすることを目指している。一九九九年度（同十一年度）からは、各地区で自主的、計画的活動がいつそう推進できるようにするため、運営費を各地区運営委員会に対する補助金として交付している。

また、各地区運営委員会の意見交換の場として、代表者情報交換会が三カ月に一回程度、自主的に開催されている。

21世紀に飛翔する 環境先端都市を目指して



秋田県大館市長 小畑 元

大館市は、かつて農業、林業、

鉱業を基幹産業として発展してきたが、米の生産調整、安価な外材の参入により、農業、林業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、また、かつて「黒鉱」に沸き、日本有数であった金属鉱山界はオイルショック後の鉱産物価格の急落や円高により、危機的状况に追い込まれ、ついには平成六年三月で市内最後の鉱山も閉山してしまった。

このような農林業の衰退、鉱山の閉山により、新たな産業を創出することが急務となっていた折、かつての鉱山の技術力・施設を使ってまちの立て直しができないかとの思いから取り組んだのが、リサイクル事業である。

当時は、環境関連法令の整備が進められていた時期であり、特に「家電リサイクル法」の制定が追い風となり、事業化は順調に進み、現在では、北東北三県の家電四品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫および洗濯機）が全て、ここ大館で処理されている。

平成八年からは、鉱山の浮遊選鉱技術を活用した「土壌洗浄事業」を行っており、後から整備された「土壌汚染対策法」によって、国内初の土壌浄化施設として国の認定を受けることができた。こうして、いったんは消えた鉱山にもう一度灯をともすことができた。

また近年、森林は、温室効果ガス削減の点からばかりでなく、人への癒しの効果の点からも再評価されてきているが、私が市長に就任した当時は、長引く価格低迷により、森林は手入れが行き届かず、山が荒廃してしまっていた。戦前・戦後を通じて地道な植林を続けてきた成果が、やっと形になるうとしている時期でもあり、大館市では、産業としての林業の立て直しのため、「大館市森林整備公社」を設立し、国や県の補助を得ながら、間伐などの整備に努めた結果、市内の民有林は、ほぼ初回間伐が終わったところである。

また、間伐を促進するため、間伐材はただ処分するのではなく、集成

材に再生するルートも確立させた。

さらに、当市には、ニプロ(株)の医療製品工場や、ニプロファーマ(株)の医薬品工場があり、この二社の工場は、市内だけでも千五百人を超す従業員を抱える大工場であるが、この工場から排出される廃プラスチック、廃塩化ビニールを有効利用するため、木材・木製品製造業などから排出される廃木材と混合成形した複合新建材の事業が平成十六年からスタートしている。

これらにより、「住宅品質確保促進法」にも十二分に対応した持続的な林業が可能になったと考えている。

このように、かつて鉱業で街を支えてくれた企業をはじめとして、市内の各事業者が、その卓越した技術を駆使して環境都市大館を実現するための強力なパートナーとなってくれている。

農業においては、厳しい現状に立ち向かうため、国から集落営農と担い手への支援の重点化が示されているが、集落営農の魁ともいえる「集落農場化」を提唱した小畑勇二郎

氏（元秋田県知事）が本市の出身であることもあって、是が非でも達成しなければならぬものと考えている。

また、農業は、単に食糧生産というばかりではなく、二酸化炭素の削減や緑地保全の効果も見逃せないところであり、さらには農業農耕そのものが広い意味での物質循環であると考えている。

幸い、本市は、あきたこまちの主産地であり、もはや全国区となった「比内鶏」の原産地である。さらには、これらを使った郷土料理「きりたんぼ」の本場でもあり、これら豊富な資源を生かしながら頑張つてまいりたいと考えている。

以上、「リサイクル」を通した環境への取り組みを中心として、ここ十年ほどの当市の歩みを駆け足でお示してきたが、これらの取り組みは、ある意味で日本のこれからの一つの生き方を示すものと自負している。

二十一世紀は環境の世紀とよく言われるが、これからも環境先端都市の実現のため頑張つてまいりたい。



住民提案・実行型まちづくり

「東大雪の道」で整備された三の沢橋を渡る遠足参加者

旧国鉄線アーチ橋群の保存と活用

●「NPO法人ひがし大雪アーチ橋友の会」
(北海道上士幌町)

上士幌町が平成10年、旧国鉄士幌線のコンクリートアーチ橋群を取得し、保存が決定したことを受け、翌年「ひがし大雪アーチ橋友の会」が発足した。町は、「町民と行政の協働のまちづくり」を進める観点から、友の会に対する支援を行っている。特に同14年、友の会がNPO法人の認証を受けたことを契機に、翌15年からは旧国鉄士幌線およびアーチ橋群の管理・活用に関する業務を友の会に委託している。友の会は発足以降、アーチ橋遠足や写真展の開催、アーチ橋散策地図の作成やHPなどによる積極的なPR活動を行っているほか、NPO法人の認証を受けてからは、企業からの助成を受け、車掌車・信号機の復元、鉄路再現、駅名標と解説板設置などの事業を実施し、活用の推進を図っている。また、同17年から供用が開始された北海道長距離自然歩道「東大雪の道」では、検討段階から参加し、整備・活用に大きく貢献している。



アーチ橋写真コンテスト
入選作品を集めた写真展
を上士幌町鉄道資料館で
開催



旧糠平駅周辺で行われた鉄路再現事業



旧糠平駅周辺に再現した鉄路
で行われたトロッコ試乗



友の会による旧国鉄士幌線跡の草刈り



まちづくり講座・ゆかたシンボ



土門黒堀の塗装作業

竹灯ろう750本を製作



人の輪と和で広がる協働のまちづくり

●山形県上山市

山形県上山市はかつて城下町、宿場町、温泉場として栄え、現在も緑のある地名や名所、旧跡などが残っている。「武家屋敷通り」と称される市道仲丁通り線は、水道管布設替工事と併せて路面の美化や景観整備を行うことになり、周辺住民などで構成する武家屋敷通り整備委員会がワークショップを開催し、「[間]を感じさせる道」というコンセプトを提案。平成17年に武家屋敷通りは完成したが、これをきっかけに地域住民による早朝清掃や花を飾るなどの自主的な美化活動、市民による景観整備活動に発展した。中でも、有志で結成された「城下町再生志士隊」は、市内のボランティアなどと協力しながら、小学校体育館の廃材を利用して旅館の壁を修景した「土門黒堀」を整備し、城下町の景観再生活動の第一歩となった。こうしてつながった人の輪と和をさらに広げ、上山の資源である“人・歴史・文化財”を活かしたまちづくりを進めていくことが、地域の活性化や交流人口拡大に発展していくと信じている。その中でも「上山まちづくり塾」の活動はその鍵となる。平成13年に発足し、市内外の活動団体との連携交流やまちづくり講座、農業体験交流など独自の活動のほかに、市内の活動団体や商店街



と連携したまちづくりに取り組んでいる。同18年度からは、市役所内から中心商店街の空き店舗に移転した「上山市まちづくりセンター・ござってえ」の運営を市から委託されて、まちづくりの中心となるコーディネーター的役割も担うことになり、ますますその活躍が期待されている。

伝統行事を
中学生と



児童、先生など40人が参加して側溝のゴミ掃除とヒノキの森の保全を行った

市民提案型まちづくり事業補助金で市民活動を支援 ● 東京都多摩市

多摩市まちづくり事業補助金制度は、各市民団体が自発的に事業提案を行い、書類審査とプレゼンテーションを経て「評価市民委員会」が交付の優先順位を決定する。平成18年度は14事業に対し約800万円の補助金を交付、9月からは19年度事業の募集を行う。制度は3年目を迎えるが、補助金のより効率的な活用により、市民活動（地域）の活性化が大いに期待されている。採用された事業の一つに、小学校のヒノキの森にホタルをよみがえらせ、自然や生き物の大切さ、命の重さを子供たちに学んでもらおうと、学校と一緒に取り組む東寺方自治会の提案がある。京王線桜ヶ丘駅から徒歩10分にある東寺方小学校の校庭は、50年前はホタルが飛ぶ田んぼだった。今でも校庭の一部にあるヒノキの森（約700坪）には水が湧き出ている。沢ガニも生息して子供たちの絶好の遊び場で、ホタルのえさになる「カワナナ」も近くで確認できた。おばあさん、おじいさんと手をつないだ子供たちが、ホタルの幻想的な癒しの光を求めて、スコップ両手に汗をかいている。



昼は校長先生、おじいちゃん、大学生と一緒に豚汁とおにぎりをほお張る



憩いの広場づくり

市民主役の触れ合いとにぎわいある地域づくり ● 新潟県佐渡市

佐渡市は、市民が地域に自信と誇りを持ち、自ら考え実践する地域づくり活動を支援する「佐渡おこしチャレンジ事業」を実施している。教育文化、保健福祉、環境保全、産業振興に至る、幅広い分野を事業の対象とすることで、地域の特性を活かしたさまざまな事業が企画されている。これまでの事例としては、集落内の環境美化や田舎体験交流事業をはじめ、地元産品や町並みを活用したイベント開催、地域の文化活動を象徴するモニュメント設置によるシンボル作り、空き施設を再利用した地元農水産品の消費促進の取り組みなどが進んでいる。この事業を通じて、多くの市民が自分たちの地域を考え、自発的・主体的に行動する機運が島中に波及することで、活力ある佐渡島が実現できると期待している。



村のシンボルづくり

港街でのイベント開催





行政とNPOの協働で行う秋の祭典

デイサービス



お年寄りのふれあいサロン



地域自治の担い手活動

● NPOまちづくり山岡(岐阜県恵那市)

NPOまちづくり山岡は、平成16年10月25日の市町村合併を前に、元気で明るい町を残したいとの願いから同15年9月12日に発足した。その目標は、①恵那市の一地区として個性ある地域再生を図る②まちづくりの軸をずらさず、住民主体の自立したまちづくりを目指す③町を一つのテーマパーク(キャンパス)ととらえ、文化と教育を柱にまちづくりを進める④町民一人ひとりが自己実現を図るため、まちづくりにアイデンティティを活かす—の4つである。具体的な事業内容は、「従来からのまちづくり事業」(ふるさとまつりなど6事業)、「地域協議会による地域づくり事業」(ささゆりの里事業など6事業)、「福祉関係自主事業」(デイサービスなど2事業)、「自主事業」(ぎふチョウの繁殖など8事業)。参加団体は73で、予算額は9,196万円(平成18年度)。町をあげてのNPOとしてスタートしたが、町民への徹底を図ることは難しい面が多く、問題点も抱えている。小さな活動の積み重ねが実を結び、住んで良かったと思う町を願い、関係者一同頑張っている。



保育園児もみこしに参加したふるさとまつり



旧町民総参加によるNPO法人ほっとにしきの設立 ● 山口県岩国市

錦町は、平成18年3月20日に1市7町村が合併し、新しく岩国市となった。町は同16年度に中心地である商店街の活性化について、商工会青年部と一緒に検討を始めた。1年間検討した中で、町全体の活性化を図ることで商店街も次第に潤うのではないかと結論に達した。そこで町民総参加型のまちづくり組織を設立し、住民が安心して暮らせるまちづくりを行うことで設立に向けた検討を始めた。翌17年度は山口県にも参画してもらい、町の実態調査や組織の概要について検討を行った。その結果、この組織は法人格を持つことで社会的にも信用され、責任を持って行動できる組織になれるとの方で一致した。現在、NPO法人の認証申請を行うとともに、まちづくりに関する取り組みを行う一方、組織の構成などについての検討を進めている。事務局はまちの観光施設に置くこととなり、ここを拠点として旧錦町全域を中心に活動を展開していく予定である。

42人が参加し、竹林が見事に整備された



ほっとにしき設立総会

特定非営利活動法人ほっとにしき設立総会



ヒアリング結果の分析



準備段階の協議会



ほっとにしき初の作業(竹林整備)



さくらフレンドパーク。商店街の駐車場に花壇を整備



さくらフレンドパーク。商店街の通りに休憩スペースを整備



地域の元気づくり支援事業 ● 熊本県水俣市

水俣市の「地域の元気づくり支援事業」は、「住民が主体となって考え、住民が主体となって行う地域を元気にする活動」を応援するため、平成8年度に創設された(当初の名称は「自ら考え自ら行う地域支援事業」)。事業メニューは、①地域コミュニティの活性化②地域の伝統・文化の継承③地域の公共施設などを住民の手で整備する活動④地域の生活環境整備⑤高齢者、女性、青少年の自主的なまちづくり—など、住民主体による活動を対象にしている。助成は事業費の7割以内(限度額30万円)で、残りは自己負担となる。毎年10件程度の申請があるが、数万円の助成金の申請のものから限度額以上の事業までさまざまであり、採択に当たっては審査委員会を開き決定している。本事業の目的である「地域の元気・やる気」を引き出すために、この助成金が地域活動の呼び水となり、今後のまちづくりの展開に大きく役立ってくれることを期待している。

川仲島楽園の川開き。住民手づくりのプレイパーク「川仲島楽園」を整備



商店街の通りにベンチとプランターを設置



なべ滝ウオークラリー。幻の滝「なべ滝」を観光名所として復活



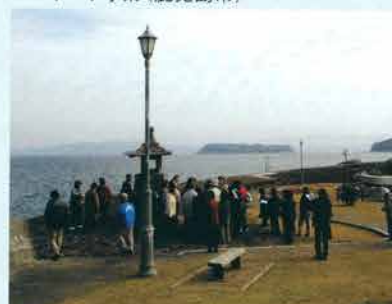
「結ねっ」とよしの「高齢者・子育てサポート事業」(鹿児島市)



共生・協働の地域社会づくり助成事業 ● 鹿児島県

鹿児島県では近年、行政需要が多様化し、急速な少子高齢化が進展する中で、県、市町村および県民が共に協力し、支え合う共生・協働による活力ある地域社会づくりを推進するために、平成17年度から「共生・協働の地域社会づくり助成事業」を実施している。助成となるのは、地域の自治会、ボランティア団体、NPO法人などの非営利団体が、共生・協働による活力ある地域社会づくりを推進する上で、モデルとなるような先駆的・創造的な事業。対象は、新たに実施する、または既存の事業を発展的に向上・拡充するもので、助成額は事業費の二分の一以内(100万円を上限)。平成17年度は、初年度にもかかわらず、県内各地から65件の積極的な応募が寄せられ、審査基準、関係市町村の意見、学識経験者などで構成する「事業委員会」による評価・審議を踏まえて、16団体の事業を決定、助成した。平成18年度も同様に64件の応募があり、7月上旬に13団体の事業を決定した。今後、助成を受けた団体の事業が、鹿児島県でのモデルとなり、共生・協働の地域社会づくりの輪がさらに広がっていくことを期待している。

近代化産業遺産を活用したネットワーク事業(鹿児島市)



祝 中間上集落 無線放送施設開局

平成17年度 鹿児島県共生・協働の地域づくり助成事業

「まごころ VOICE 宅配事業」



まごころVOICE宅配事業(南さつま市)

トカラ「結」島おこし共生・共助の仕組みづくりと人材育成事業(十島村)



交流の大切さを 体得した合宿研修

（財）地域活性化センターが実施している全国地域リーダー養成塾、第十八期生の第三回目となる研修が七月四日から三泊四日の日程で、千葉市のメイプルイン幕張で行われた。研修は年に一度、合宿形式により行われ、寝食を共にしながら四日間にあたり、塾生同士が交流を深め合う機会となっている。

研修初日、塾生は合宿施設入りを前に早稲田商店会（東京都新宿区）を訪ね、「中心商店街の活性化、全国の商店街とのネットワークづくり」の

取り組みについて、その仕掛け人の一人である同商店会の藤村望洋エコステーション事業部長から話を伺った。早稲田商店会は、三万人の学生を抱える商店街の夏枯れ対策として一



早稲田商店会視察（左：藤村望洋エコステーション事業部長）

九九六年、「環境をテーマにすると人が集まる」との軽い気持ちから、リサイクルのイベントを行ったことをきっかけに、空き缶・ペットボトルなどを回収する「エコステーション」を設置した。

回収機から商店街で使えるサービス券（ラッキークエット）が出てくる仕組みが受けて、新しい客が増え、商店街と地域の親交が進み、まちが活性化された。そのまちづくりの手法は全国九十の商店街に広がり、そこから生まれたネットワークにより、今では互いに特色ある商品の交流も手掛けるなど、新たな商店街ネットワークを形成している。

塾生は地域に密着し、さらに全国にネットワークを

広げる早稲田商店会事業の充実ぶりを目の当たりにするとともに、地域の活性化につながる発想やひらめきの源は「人と人との出会い」という、藤村部長の商店街活性化に取り組む熱意を肌で感じ取っていた。

視察後の研修は、「住民参加と協働」をテーマに、リーダー塾主任講師の卯月盛夫早稲田大学教授、越後啓子有限会社楽映舎企画プロデューサー、斎藤誠東京大

学大学院教授、江藤訓重熊本県小国町行政経営局長、川内美彦アクセスプロジェクト代表から講義を受け、各塾生は熱心に聞き入っていた。

リーダー塾の特徴の一つでもあるグループ演習は、西部直

樹N&Sラーニング代表の指導の下、ディベート研修が行われた。ディベートのテーマは、「日本はすべての高速道路を無料にすべきである」に対する是非かの論議であった。

この研修は二日間にわたり、一日目は講義終了後六つのグループに分



ディベート演習（試合）の様子

かれて、夜遅くまで論理構築やそのためのインターネットによる情報収集などを行った。

翌日の「演習（試合）」では、回を重ねるごとに自信を付けるとともに、論理的思考とそれを人前で表現する訓練の必要性、人の話をよく聞き、さらに聞き分けることの難しさを感じ取っていた。

また、合宿初日の夕食時には、塾生がそれぞれの地元から持ち寄った地酒や珍味などの逸品を、一言PRとともに仲間に披露し合った。地域産品からそれぞれの出身地についての知識が広がり、お互いをさらに知る良い機会となった。

研修生は、四日間にわたる一つ屋根の下の合宿研修で、講義や演習以外の長い時間を共に過ごし、お互いの考え方を議論したり、情報交換をし合うことで、地域づくりに活かせるヒントを見つけ出す交流を深めていた。

（財）地域活性化センター研修交流課

● 野口みさ子



住民が誇りと

愛着を持てる地域づくり

——行政と協働した個性あるまちづくりの実現



代表理事 ● 平野通子

（住民主体のまちづくり組織の発足）

平成十七年一月一日、三千五百人の安塚町の町民は、二十一万人以上の上越市民になった。これは上越市への編入合併であり、自分たちの生活がどうなるのか、先の見えない不安を抱えての合併でもあった。もちろん合併をしないという選択肢もあった。しかし、五年後、十年後を考えた時、高齢化・過疎化の進むこの地域が、小さな町として生き抜くだけの経済的な基盤はなかった。

合併後の安塚が、今にも増して活動的な地域として、これまでのまちづくりを維持し、発展させるためにはどうすればいいのか。行政に代わる新たな住民組織を立ち上げる必要があるのではないか。このことに気付いた行政は、合併がこの先避けられないと分かった



NPO誕生前の設立準備委員会の様子

時点で、「住民主体のまちづくり組織」を立ち上げるための準備に入った。

「今なぜ、町単位の新しい住民組織が必要なのか」「町独自で取り組んできた事業は、合併後どうなるのか」「合併したら変えることは？」「安塚らしさを残すとしたら？」——これらの具体的な資料を基に、行政職員が各集落を説明に回った。そ

の上で住民主体のまちづくり組織を立ち上げるための設立発起人会を設立。その後（仮）安塚地域づくり協議会」の設立準備委員を募集。推薦を含め募集に応じた八十七人の準備委員が決定した。

「住民主体の地域づくり組織」と言われても、今まで行政に頼りつつ放しだった住民にとって、何をどのようにしていけばいいのかわからなかったが、上越市のNPO法人くびき野NPOサポートセンタ

ーの指導を受けながら、方向を探った。ちょうど姉妹町であった岐阜県山岡町が、いち早く全世帯加入のNPO法人を設立したこともあり、協議を重ねる中で、安塚もNPO法人の設立を目指すこととなった。

（全町民参加型のNPOを目指す）

設立準備委員会では、主にワークショップで話し合いを重ねていった。「安塚の良さはなんだろう」「マイナスはマイナスとして、これからどう活気ある町にしていけるのか」。そして「NPOは縛りがないのだから、自分たちがやろうと思えば何でもやりたいようにできる」「大きなことはできなくても、身近なことなら自分たちでやっていける」などと、話し合いは続いた。

八十七人という多人数での話し合いのため、七人の運営委員が、準備委員会で付議される案件の事前協議、調整役を担った。ここでは午後七時に始めた話し合いが、十二時近くまで続くことも珍しくなかった。誰もが新しい地域づくりの計画に燃えていた。

全町民参加型のNPO法人をスタートさせるためには、まず地域住民の理解を得なければならぬ。そこで各集落へ運営委員と行政担当者が説明に回った。具体的な会員の募集は集落囑託員会議を開き、協力を依頼。入会は一世代一人以上の加入を呼び掛け、約八割の世帯の加入を得た。また町からは活動資金として八千万円の寄付を受けた。そして平成十六年十二月一日に登記が完了、NPO法人としてのスタートを切った。

活動は、定款の五つの事業別にそれぞれ部会を構成して事業を進めることとした。初年度は、上越市からの管理委託を含め二十五の事業を受託。これは合併後、住民がさまざまなサービス低下を感じたら、合併そのものに対する不満が出てくる。また雇用の確保と言う点からも、われわれが事業委託を受ける必要性があった。総合事務所にはNPO担当者もあり、各種事業はお互いに話し合いを

（高齢者支援など） 二十五事業を市から受託

活動は、定款の五つの事業別にそれぞれ部会を



NPO法人雪のふるさと安塚のイベントの1つ「花ときのこの秋まつり」(10月)



NPO法人雪のふるさと安塚が企画運営したコンサート(平成18年6月)

進めながら実施してきた。

この地域で活動の中心を何にするか考えた時、高齢化率が三六%を超える現状を考え、病院への送迎など移動サービス、家事援助や草取り、除雪などの有償ボランティア業務、高齢者世帯の安全確認方法の実態調査や支援システム業務、敬老会の実施事業など、高齢者支援を一つの柱とした。

また、活気ある地域づくりのために、今まで通りに春夏秋冬のイベントの継続。ケーブルテレビの取材や番組制作、美しい街並みをつくるための花苗の生産や花いっぱい運動の推進、放課後の児童クラブ運営業務や講演会、コンサートの開催と、活動は多岐にわたっている。中でもわれわれが受託

している総合事務所の宿日直の担当と、NPO事務局スタッフが夜間と日中を分担して高齢者の二十四時間見守りを行う高齢者支援ネットワークは、今後非常に重要な活動になっていくと思われる。

（まちづくりへの自覚と 地域住民総参加の期待）

まちづくりは行政の仕事と長い間考えていた住民にとって、行政に代わる組織ができたことは安心



NPO会員でボランティア作業(雪だるま高原のフラワーパーク)

と同時に、自分たちのことは自分たちで動かなければ何もできないと自覚する一年でもあった。われわれのNPOがかかわることで、曲がりなりにも合併前と大きく変わることもなく事業を行うことができたことは大きな成果だと思う。

しかし地域づくりのNPOは、会員以外の人にも同じサービスを提供することに、会員になってもならなくても同じではないかと言う声が出てきた。確かに会員の声を届けるNPOだよりは、情報の提供ということで全戸配付しているし、イベントは地域住民が総出で行っている。今後はいかに多くの住民に加入してもらうか、そのきっかけをつくっていくことが課題だと思っている。

まちづくりは、地域住民が自分の地域に誇りを持ち、自分の地域をいかに愛するかが基本だと思う。幸いわが安塚は、合併前から子供もお年寄りも、この安塚に誇りと愛着を持って暮らしてきた。そのことが、地域づくりのNPOという、全国でもあまり例のない住民自治組織ができたと思われる。今後安塚は、現在あるものを生かしながらか、生き生きと暮らせるまちづくりをしていきたいと思っている。



市民とのパートナーシップによる

まちづくり

個性と魅力あふれる「新大垣市」への第一歩



企画部
政策調整課長 ● 広瀬幹雄

まちづくり活動が展開されている。

大垣市は、岐阜県の南西部に位置し、人口約十六万六千人、面積約二百七平方キロの岐阜県第二の都市である。市内には多くの一級河川が流れ、豊富で良質な地下水が生活や産業を潤すことから、古くから「水の都・大垣」と呼ばれ、西濃地域の中核都市として発展してきた。

平成十八年三月二十七日には、上石津町および墨俣町と合併し、俳聖・松尾芭蕉が「奥の細道」の紀行を終えた「むすびの地」に代表される文化的資源に、上石津町に広がる緑濃い里山地域の自然資源や、豊臣秀吉の出世の足掛かりとなった「墨俣一夜城」などの歴史的資源が加わり、個性と魅力あふれる「新大垣市」として、新たな歴史の一步を踏み出した。

（活力あふれる） 「かがやきライフトOWN構想」の策定

大垣市には、青年団体や女性団体をはじめ、たくさん市民活動団体があり、生涯学習活動や芸術文化活動、スポーツ活動、子育て支援、防犯活動などのさまざまな分野で、市民による自主的・自発的な

そのため、こうした活動をさらに広げるとともに、

活動を通して自己実現や生きがいなどが実感できる「市民一人ひとりがいつまでも輝き続け、市民の魅力で活力あふれるまち・大垣（かがやきライフトOWN・大垣）」をつくろうと、平成十六年九月に「かがやきライフトOWN構想」を策定した。

この構想は、市の若手職員で組織した「大垣市若手職員まちづくり研究会」での素案づくり、専門家や有識者による「ビジョン懇談会」、学識経験者、各種団体代表者、公募市民で組織した「かがやきライフトOWN構想市民懇談会」での意見交換などを経て策定しており、現在、その推進に向け、さまざまな事業に取り組んでいる。

（自主的・自発的な） まちづくり活動を促進

構想実現のための一つの取り組みとして、平成十七年十一月にフェスティバル「かがやきライフトOWN・大垣2005」を開催した。このフェスティバルの開催に当たっては、かがやきライフトOWN構想を

推進する市民組織である「かがやきライフ委員会」の提案を受けて、市民が企画段階から携わってつくり出していくイベントとすることになった。そこには、企画運営を通して自主的・自発的なまちづくり活動が一層促進されるのではないかと期待があった。

このため、このフェスティバルを構成する事業については、市内のまちづくり市民活動団体を対象に具体的な事業の企画提案を募集するコンペティションを実施し、優れた事業の提案団体に企画運営を委託するという新たな試みを行った。この結果、当初予定を上回る十三事業の応募があり、公開会場でのプレゼンテーションによる審査を経て、この中から八事業を選考して開催することになった。

開催に向けては、選考した八つの事業はそれぞれの提案団体が企画運営するため、一つのフェスティバルとしてコーディネートし、一体感を持たせることが課題であった。このため、それぞれの企画運営団体の代表者と市担当者による「運営委員会」を組織し、相互の連絡調整を行うとともに、フェスティバル全体をプロデュースしていった。

市民活動団体は、自らの得意とする分野の知識・経験・ノウハウを生かし、出演者の交渉、参加者の募集、会場設営などを行い、市は、関係者との交渉や広報活動、さらには「市若手職員まちづくり研究会」メンバーがボランティアで当日の運営スタッフとして参加するなど、それぞれの役割を分担し、相互協力の体制で開催当日を迎えることとなった。

（発見、交流、活動の3テーマで） フェスティバル開催

「かがやきライフトOWN・大垣2005」は、「発見」「交流」「活動」の三つを柱として実施し、市民がそれぞれの活躍の場を発見し、互いに交流し合い、自



会場全体

己実現や生きがいを実感できる活動を始めるきっかけづくりを行うことを目的とした。

「発見」の分野では、市内の市民活動団体の活動を紹介するとともに、活動の体験ができるブース展示や、団体によるステージ発表が行われた。ブース展示

取りまとめられ、市に提出されている。「体験」の分野では、子供から高齢者まですべての世代がまちづくり市民活動を体験できる場を提供した。子供と大人が一緒になってまちの良さを再認識し、まちを使って遊ぶことをテーマに、忍者に扮した子供たちが市街地に繰り出し、まちに隠された大人忍者からの修行をクリアしていくユニークな事業や、高齢者を対象とした木目込み人形や絵手紙づくりなど、屋台形式の講座体験などが行われた。また、フェスティバルへの誘客を図るとともに、市内の市民活動の拠点施設を知ってもらうため、まちづくりプラザ、子育て交流プラザ、高齢者の生きがいづくりの拠点施設「プラチナプラザ」や、フェスティバルの会場を回るスタンブラリーを実施した。スタンブラリーの景品には、市民から家庭で使っていない自転車やタオルケットなど約五千五百品の提供があり、フェスティバルを盛り上げた。

このように手づくり感あふれるイベントとなり、二日間で約一万五千人の市民が来場した。来場者からは、「参加してみたいと思う活動が見つかった」「私も何か活動を始めようと思った」といった声を多く聞くことができた。大変好評であった。また、運営に参加した団体からは、「不慣れなことでも苦勞も多かったが、会員のレベルアップになった」という声があった。

（新市の一体感醸成に向けて）事業の企画提案を募集

フェスティバルは、市民が生きがいを感じる活動を行うきっかけづくりとともに、市民活動団体の交流や活動の活性化に寄与するものとなっ

た。現在、インターネットを活用して、市民がさまざまな市民活動団体やその活動情報を検索し、活動の輪を広げられ、一人でも多くの市民が輝いた人生を送ることができるよう、「かがやきライフ活動データーベース」の構築を進めている。

また、合併元年である平成十八年度には、新市の一体感の醸成と市民相互の交流を促進するため、上石津町地域および墨俣町地域において、特徴的な地域資源を生かした「新市誕生記念交流事業」を実施している。この事業の実施に当たっても、市内のまちづくり市民活動団体を対象として事業の企画提案を募集し、応募のあった四十七事業の中から二十三事業を選考し、提案団体に事業を委託することで、市民のアイデアや活力を生かしている。

上石津町地域では、豊かな自然を感じながら活動し交流を深める事業として、オリエンテーリング大会をはじめ、育林作業体験、農作業体験、ドングリなどの木の实を使った工作体験、明日葉などの特産品を使った料理体験などが実施される。また、墨俣町地域では、歴史や文化を味わいながら交流できる事業として、豊臣秀吉が材木を筏に組んで木曾川を下り、一夜にして築き上げた「墨俣一夜城」にちなんだ筏競争をはじめ、街を歩きながら歴史を学ぶ歴史講演会、墨俣町出身で日本のトップピアノリストである故戸田義明氏をしのぶコンサートなどが開催され、市民のさまざまな目線から考えられた交流事業が展開される。

このように、市民のまちづくりに対する関心が高まっている。今後も、市民一人ひとりの個性を生かした「かがやきライフタウン・大垣」づくりを進めるとともに、市民と行政による「協働型まちづくり」に積極的に取り組んでいきたい。



プラチナプラザ

とステージ発表には、全体で六十三団体が参加し、団体の活動分野も生涯学習、福祉ボランティア、環境美化、スポーツなど多岐にわたった。「交流」の分野では、子育て、アート、環境、園芸福祉の分野のセミナーや講演会、体験講座が開かれ、共通の分野で活動している団体間や、団体と市民との交流が行われた。また、市内の高校生や大学生が、未来の大垣のまちづくりについて市長と語り合う「おおがき未来創造会議」では、次代のまちづくりを担う若者から活発な意見が飛び交った。この会議で出された意見は、後に提言書として



個性あるまちづくり支援事業と

市民活動ファンド

——地域社会を支えるまちづくりを積極支援



市民文化課

佐藤恒樹

の助成を行ってきた。

四日市市は、市民や地域団体、NPOなどが行政のパートナーとして、地域社会を支えるまちづくりを進めるさまざまな取り組みを支援している。平成十七年度は、こうした市の取り組みを取りまとめた「市民活動による地域再生計画」が国の承認を受けた。多くの市民が市民活動に参加することで、より良い地域コミュニティの形成を図っていくのが狙いだ。

そこで、本稿では市の市民活動支援の主力となっている「個性あるまちづくり支援事業」と「四日市市民活動ファンド」について紹介したい。

（ファンド創設とNPOの活動活発化

四日市市民活動ファンドは、公益的な事業に自主的に取り組むNPOをはじめとした市民活動団体を支援しようと、平成十二年度に公益信託方式により設立された制度で、市職員有志や市内企業からの寄付金約一千万円を原資に発足した。同十七年度までに四十団体にに対し、総額約千二百万円

の助成を行ってきた。

このファンドの運営はもともと、NPOの代表などからなる市民活動ファンド運営委員会が助成の募集から決定に至る手続きを行い、当初、市はその事務局として積極的にかかわった。しかしその後、運営はNPO出身の運営委員が実質的に行ってきたことから、ファンド設立当時に比べ、市の関与が薄れるという印象を与えてきた。

また、長引く低金利の影響を受けて、思うように運用益が生み出せない上、新たな寄付も期待するほど集まらないため、原資を取り崩しての助成が毎年続いた。その一方、ファンド設立当時、十六団体だったNPO法人が平成十七年には六十三団体に増え、個々のNPO活動も活発化した。市としてもそうした団体の発掘・育成を強化する必要から、新たな制度である個性あるまちづくり支援事業を同十六年度、予算一千万円

を確保して創設するに至った。

（分野を特定せず 幅広くまちづくり事業を支援

これは、まちづくりの主役は市民であり、NPOに限らず他地区のモデルとなるような先駆的な取り組みを行う団体を積極的に支援することで、元氣な地域社会づくりを進めたいという強い思いから立ち上げた事業である。

この制度の特徴は、活動分野を特定せず、できるだけ入り口を広くしたことである。当時の助成は、団体の立ち上げ期が限度額十万円で補助率十分の十、それ以外が同二百万円、同十分の九と、今思うとかなりの大盤振る舞いといった内容であった。募集に当たり、果たしてどんな団体が、どれくらい応募してくるのか未知数であり、不安な日が続いたが、蓋を開けてみると、応募数は六十三団体、応募総額が約三千万円と大盛況であった。助成決定の審査は、外部の学識経験者と市内の関係部局の課長数人からなる審査委員会を設け、プレゼンテーションを経て慎重に審査を進めた。

が、何分、数が多いことから相当量の事務作業をこなしながら申請内容のチェック、金額調整などを行った。また、年度終了後には団体による活動報告会を開催し、市民に対して団体の活動をアピールする機会も設けた。

しかし、すべてが順調に進んだわけではなく、大きな問



幼稚園・保育園がない小山田地区の子育てサロン

題も見えてきた。新たな制度は、市民活動ファンドとの役割分担が明確でなく、全く同じような制度である。高額な助成はかえってNPOの自立に向けて支障になるのではないかなどの意見も出された。制度創設に当たって、関係者との調整が十分行われていなかったことを反省し、以後、平成十七、十八の両年度に改良を加えながら、より市民が利用しやすい制度へと改善を図ってきた。

具体的には、最初の年は冷やかしの高額申請も散見されたものの、二年目、三年目と年を追うごとに申請内容が充実してきたほか、たとえ補助率が十分の九であっても、自己負担分を考えて高額な申請は多くないという実績を踏まえ、限度額や支払い方法などを毎年、見直している。

（ファンドへの市費投入とまちづくり事業の拡充）

誌面の都合で制度の詳細は省略するが、現在、市民活動ファンドは、個性あるまちづくり支援事業のNPO法人版と位置付け、ここ二年間をかけて、両制度ともに助成限度額七十五万円、補助率十分の九から三分の二と条件整合を図ってきた。さらに平成十七年度より市民活動ファンドへ初めて市費を投入し、これまで市民に親しまれてきた当ファンドの継続を図っているところである。

また、個性あるまちづくり支援事業は「一般枠」、「防犯枠」に加え、登下校中の子どもを狙った凶悪犯罪が多発する中、平成十八年度に「子ども見守り枠」を新設し、市民活動ファンドへの出捐も含め予算総額二千三百万円を確保。六月末に両制度の助成団体を決定した。

支援団体の活動事例

里山整備、防犯活動への支援が連携の輪を拡大

「かわしま里山を愛する会」は、荒廃した里山や竹林の整備のほか、大門山（標高九一メートル）の散策路整備に取り組んでいる。この山はかつて「のろし場」として活用されたという地域の言い伝えがあり、住民が手づくりで整備した山頂の「のろし台」を利用し、「狼煙」の再現を試みた。当日は、東山動物園から取り寄せたオオカミのふんを使用する熱の入れようだった。この取り組みは、数キロ離れた大日山で活動する「かんざき里山を守る会」と連携し、のろしの確認を行うなど、多くの住民が参加して行われた。

一方、市の南部に位置する内部地区では、荒れ果てた里山に埋もれた貴重な「采女城跡」を二年間かけて手作業で整備、今では地元の小学生を現地に招いて学習会を開催するなどのソフト事業へと展開している。このように里山という分野だけをみても、多くの取り組みが見られ、行政としては個々の団体への支援をきっかけに、団体間のネットワークづくりを図っていくことも市民との協働を推進する上で大きな役割であると考えられている。

また本市は、個性あるまちづくり支援事業初年度に、防犯活動に取り組む団体間の情報共有・交換の場をつくるうち、市が事務局となり、応募のあった十三団体と市内三警察署で「四日市市地域防犯協議会」というネットワーク組織を立ち上げた。現在も、月一回のペースで活発な議論を行っており、新設の子ども見守り枠が市民の防犯意識の底上げを図り、活動の輪が全市的に拡大していくことを期待している。



荒廃しつつある里山の整備・保全活動

（団体の垣根を越えた連携と団塊シニアの活用が課題）

個性あるまちづくり支援事業は、NPOに限らず、自治会関係者や地区社会福祉協議会などさまざまな団体に活用されている。今後、市民自らが自主自立の地域社会づくりに向けて取り組んでいく上で、自治会とかNPOが、お互いにその垣根を越えて連携できるようなネットワークづくりが課題である。また、

産業都市という本市の性格上、技術や技能を持った団塊シニアの退職者が大量に発生することが予想され、こうした人材活用こそがこれからの地域社会づくりにとって大きなチャンスと考えている。

さらに、行政内部のさらなる意識改革も必要と考える。つ

まり行政内部のNPOなどに対する認識は、部局によってまちまちなのが実情であり、今後はNPOなどに担わせることが可能な業務を全庁的に洗い出し、具体化に向けた道筋を付けていくことが、真の市民との協働につながるものと考えている。

このようなことを念頭に置きながら、行政、NPO、自治会などさまざまな団体の連携を深めながら、よりよい地域社会づくりに役立てていきたい。



地域自治の確立による

元気な村づくり

小さな住民組織が観光開発から国際交流まで展開

（地域活性化と集落の維持を
目的に結成）

平成十六年十一月五日、広島県神石郡の四町

村（神石町、油木町、豊松村、三和町）が合併し、人口約一万二千六百人の神石高原町が福山市北部に誕生した。帝釈峡に近接する標高約五百メートルの石灰岩地帯・地形に形成された世帯数九十三戸、人口二百五十人足らずの集落が永野地区である。

「ながの村」は地区の住民が名付けた住民自治組織の通称である。永野地区のまちおこしグループ「永野を考える会」が、十数年前から設立に向けた検討に取り組んできた。

旧神石町は、昭和三十五年に七千四百二十五人だった人口が平成十八年四月には二千七百八十一人（減少率六二・六％）に減り、高齢化率が四七・二％という超過疎高齢化地域である。このような厳しい現状の中で、永野を考える会は平成三年二月、集落機能の低下に危機感を抱いた地元の有志者有志十数人が、地域の活性化と集落の維持を



「ながの村」村長 ● 土屋洋三

目的に結成した。

（地域資源の発掘から活動が本格化

「狭い県道を改良してほしい」「人が集まるような観光資源を見つけよう」——このような会話をきっかけに平成三年、史跡・天然記念物に関する文献に記述のあった洞穴を「幻の鍾乳洞」と名付け、地域資源の発掘から活動がスタートした。積雪の陥没により偶然発見された洞穴を発掘するため、有志は毎週休みになると高低差百五十メートルの山道を下り、洞穴に入った。そして多大な労力と時間をかけ、洞内に堆積した土砂の搬出作業を繰り返して、二年の歳月をかけて総延長約七百メートルの鍾乳洞を整備・開通させた。

永野を考える会は平成六年、地域資源である鍾乳洞などの有効活用や、地域の活性化に向けた方策を地区のコミュニティ組織「親和会」に提言した。そして、住民手作りによる公園整備などさまざまな活動やイベントを展開してきた。

また、この地区にある下帝釈峡の断崖絶壁は西日本有数のロッククライミングゲレンデと言われ、県内外から岩登りのクライマーが多数訪れる。平成七年にはその絶景をバックに溪谷コンサートを開催、今年で十二回目を迎える。

（旧小学校舎を
都市農村交流の拠点に改造

百二十八年にわたり地域のシンボルだった永野小学校が、平成十四年三月をもって休校になった。休校後の学校跡地利用について、「地域支援センター整備計画」が策定され、町は同年に小学校の廃校手続きを取り、農水省の新村振興特別対策事業を活用、事業費約七千五百万円をかけて校舎の改修を行った。

翌十五年四月、永野小学校は宿泊施設も完備した地域支援並びに都市農村交流の拠点「ふれあいセンターながの村」として生まれ変わった。町は施設の管理を「ながの村運営委員会」に委託し、委託料を支払っている。

そして運営委員会は、総合ディレクター的な役割を担う人材を「村長」として公募した。村長の公募は地元マスコミにも大きく報じられ、全国十八人の応募者から男性が選ばれ、同十四年四月に初代村長が就任した。現在の村長は二代目の筆者で、教員を定年退職して応募した。

（各種イベント開催と
国際交流の取り組み

自治活動組織である「ながの村自治振興会」は、町内三十一の自治振興会組織の一つとして活動し、会長、副会長（村長）と四専門部会長、そ

ふれあいセンターの運営は、毎月一回の運営委員会で協議・決定している。施設の宿泊者数や来訪者数が年々増加しており、宿泊者は平成十五年度に三百七十九人、十六年度七百九十一人、十七年度二千九十六人、十八年度は九月までの予約を

六月は地域内の草刈り、七月は下帝釈峡谷コンサート（昨年は百六十人の有料入場者）、八月は夏まつり（昨年は住民の二倍の人が訪れた）。十二月には高齢者の参加の多い村まつり、クリスマス電飾ツリー、高齢者激励訪問が開かれ、一月にはほとんど焼きが行われる。

自治振興会の具体的な活動としては、四月に総会と公園整備がある。会員の七〇％が参加し、今年は特にクライマー六十一人との交流が行われた。五月は運動会（今年は二十五回記念大会）が開かれ、中国人八人と福山平成大学の学生十二人の特別参加で参加者は計百五十人に上り、特に高齢者の参加が目立った。

れに事務局で運営している。地区内のコミュニティは四専門部会のうちのコミュニティ委員会を中心に開催（例／運動会など）している。



今年5月に開催された運動会で、中国人研修生が日本語で選手宣誓



運動会最後を飾るフォークダンス。学生、中国人、住民が仲良くオクラホマミキサー

含め二千二百十六人に上る。特に中国からの研修生が集合研修に利用し始めてから急増した。村内と近隣の小学校、老人会、青年会、自治振興会などと国際交流を行い、住民に喜ばれている。十七年度の収支は、町からの管理委託費を入れて黒字になった。

（明るさを増し元気を出した地域の高齢者）

広報誌「ながの村」は毎月発行し、村内九十三戸と町内三十一自治振興会長、町内二十公民館、それに友の会会



永野自慢の一つフクロウの赤ちゃん、3羽がそろって止まり木に

員（会費年間二千五百円）に郵送している。四、六ページの誌面には、ながの村の自慢のフクロウ（地区内の民家の屋根裏に誕生し、巣立ちを助けたおばあちゃんがテレビで全国に生中継された）が登場、さらに人物紹介、交流の内容などを掲載して好評である。

運動会、夏祭り、村まつり、クライマーと合同の公園整備、地元老人会、同好会との国際交流など、センターは本来の機能である交流の拠点として活用されている。今年の運動会開催に対し、住民からは「学生の参加で今までにない明るさと元気が出た」「多くの人と交流できることが、ながの村の財産と感じられた」などの感想が寄せられた。

（課題は後継者の養成と自治活動の活発化）

ながの村の今後の課題としては、まず後継者の養成が挙げられる。今年の運動会から自治振興会長の役員委嘱状によって、二十歳代、三十歳代の若者が役員として参加、今後も若者の参加を増やしたい。

また、ながの村自治振興会の会員一人ひとりが、村の自治活動が地域活性化につながっていくのだというメリットを十分認識してもらうことも必要だと考えている。



「地域にいきる」——住民主体のまちづくり——

——誇りと自信の持てるふるさとを目指して

災害復興と過疎化への危機感から活動を開始

川根地域は広島県北部、安芸高田市の北端に位置し、十九集落、戸数二百六十四戸、人口六百七人の山間地域にある。

「このままでは、川根が地図の上から無くなる」

昭和四十年代からの高度成長期に人口流出が加速していった中で、同四十七年七月、未曾有の大洪水により川根地域は壊滅的な災害を受け、陸の孤島と化した。この災害は過疎化に一段と拍車を掛けた。

「行政は全てのことはしてくれない」「自分らにできることは自分らの手で」。同年二月に結成された「川根振興協議会」は、被災を契機とした復興への強い意志と過疎化、高齢化による地域の将来への危機感から、地域福祉や生産活動など、川根に住み続けるための広範な活動を開始した。

組織は旧川根村を区域としている。区域内に住んでいる人は全て振興会の構成員であり、区域内のさまざまな団体も全て振興会の構成団体であるという基本的な考えに基づいて組織されている。

交流拠点整備と地域資源を活かしたイベント実施

学校統合により廃校となった中学校の跡地活用について、施設整備の企画段階から振興会がかかわり、施設規模や地域での位置付け、施設の管理運営などについて協議を行い、平成四年に交流拠点施設エコミュージアム川根が整備された。現在は、指定管理者制度によって振興会を中心とした組織が運営している。地元農家の女性たちによる山菜や川魚を使った郷土料理が好評である。

世帯数十三戸の薬師集落は、群舞するホテルの生育環境を守ろうと河川清掃、生態学習、家庭排水対策などや景観整備の活動を始めた。振興会は、



川根振興協議会

会長 ● 辻駒健二

こうした集落の活動を「人の流れ」から「小さな経済」につなぐため、国や県の関係機関の参加を得て、自然保護啓発を主としたイベント「ほたる



エコミュージアム川根全景



まつり in 川根」を開催した。

散策する道沿いの農家では、地域ならではの料理などを販売する「農家庭先味めぐり」、地域に伝わる伝統芸能の披露、足元を照らす手作り灯ろうでの誘導などにより、三十人ほどの集落に五千人余が訪れることとなった。見過ごしがちな足元の資源に気付く、行動することでその展開は大きく違ってくるのである。

「そつと差し出す手の温もりが笑顔を招く」と

書かれた竹筒の貯金箱が、各家庭や事業所に設置されている。一人ひとりが大切にされ、安心して住める地域づくりのため、一人一日一円募金が行われている。この募金を財源として、一人暮らし高齢者の訪問活動が続いている。また、サテライトデイサービスや小学生と高齢者の文通など、地域に包まれて生活できる環境を整えつつある。



地域福祉活動としてのサテライトデイサービスの風景

地域の担い手確保から生活・福祉対策まで

地域の担い手確保のため、入居者が住宅の設計段階から参加できる「お好み住宅」を提案した。地域活動への参加や義務教育終了までの子どもがいることなどが条件で募集した。現在、十六世帯

七十三人が入居している。

個人や集落だけでは、もはや農地を維持管理していくことは困難となっている。川根地域十九の集落全体の農地の荒廃を防ぎ、農のある空間を維持するため、「農地を育てる会」を設置している。

農協（JA）の統廃合により、店舗や給油所が廃止された。地域から店舗がなくなれば、車が使えない高齢者などにそのしわ寄せがくることから、JAから施設を譲り受け、一戸当たり千円を

出資して「ふれあいマーケット」「ふれあいスタンド」として運営している。

こうした生活や福祉、担い手の確保や農地の維持にとどまらず、道路改良や河川改修などの事業用地の確保についても、「自然と人の共生」とした地域理念を基に、地域の景観保全を考慮しながら、振興会が事業提案を行い、そのために必要な用地の調整も行っている。

川根に気持ち良く住み続けるため、自ら提案し、責任を持って行動する。誇りと自信の持てるふるさとを目指して、生活の中からの取り組みが続けている。

行政との協働による提案型の地域づくり

こうした活動は、「自らの地域は自らの手で」とした主体的な地域活動と、それを的確にサポートする行政との協働によってつくり上げられたものである。その起点となったのは、住民と行政の

対話の場「地域振興懇談会」であった。この会は行政との課題共有や情報共有を図る目的であったが、当初は一方的な要求の場でもあった。

回を重ねる中で、住民として担うべきこと、行政がすべきこと、双方が連携して取り組むことなどが整理され、要求型から提案型への懇談会となってきた。また、組織運営は、リーダー一人で担い切れるものではない。さまざまな分野の人材を探し出し、意を同じくする仲間と共に役割・責任の分担を図ることも必要である。

活動の展開に際し、地域に住む行政職員のサポートには心強いものがある。地域への情報の蓄積、行動のためのアイデア、煩雑な事務処理など、職員には地域活動の下支えとして、さらには、まちづくりの仕掛人またコーディネーターとして、自覚を持ってさまざまな活動に関与してほしいものである。

成果を地域と共有する感動ある活動展開を

まちづくりは「行政参画」であるべきととらえている。主体的な住民自治活動に対して、行政は積極的な情報開示とともに、財政支援や人的な支援などの確な支援で応えていただきたい。

過疎・高齢化の進行で将来の不安はぬぐえない。しかしながら、地域の皆さんが誇りを持ってここに住むための川根振興協議会であり続けた。「皆で考え、悩み、共に行動する」。その成果を皆で共有し、感動できる活動を今後とも展開していきたいと考えている。

市町村合併を活かした過疎地域の振興に向けて

―市町村合併を踏まえた過疎地域への影響と振興方策に関する調査―

総務省過疎対策室は、近年合併を実施した過疎関係市町村において、合併のパターンに応じて、過疎対策推進上どのような影響が生じているのか、どのような過疎対策が実施または計画されているのか、その実態や合併前後における過疎対策の変化などを把握するとともに、市町村合併の進展を踏まえた過疎地域の課題と振興方策について検討を行い、今後の過疎地域振興に資することを目的として、平成十七年度に、「市町村合併を踏まえた過疎地域への影響と振興方策に関する調査」を実施した。

本稿では、その調査結果の概要について紹介する。

◆ 過疎地域における 合併の影響等の全体的把握

平成十二年四月一日から同十七年四月一日までの期間に、市町村合併（編入を含む）を実施した過疎関係市町村（百八十七団体）を対象に、アンケート調査した（回収率一〇〇％）。

アンケート調査結果の概要

① 過疎市町村どうしの合併における傾向

〔合併パターンA〕

市町村の八割以上が本庁に過疎対策担当部局を統合・一本化しており、過疎対策事業の規模を縮

減する傾向にある。ハード施設やインフラの整備・維持管理に関する問題・課題が多く、重点的に進める事業は、「情報通信体系の整備・高度化」と「生活環境の整備」が多い。また、地域の自治組織の再編成に取り組む市町村が多く、四分の一が再編済み、四分の一が検討中である。

討中である。

② 非過疎と過疎が合併して過疎市町村となった場合の傾向〔合併パターンB〕

過疎地域の区域拡大に伴い、半数以上で事業規模が拡大している。過疎対策事業の見直しが必要となっていたり、新たに必要となる事業が生じている市町村も多い。地域の自治組織については、再編成を実施した市町村はなく、約二割で現在検

③ 非過疎と過疎が合併して過疎みなし市町村となった場合の傾向〔合併パターンC〕

合併パターンBと同様に、過疎地域の区域拡大に伴い、半数以上で事業規模が拡大している。市町村内で各区域間の格差や住民の意識格差が顕在化している傾向がある。地域の自治組織の再編状況は、約四分の一が実施済みか実施予定であり、地域自治区を設けている市町村もある。今後重点的に進める過疎対策事業では、「各種産業の振興」が極めて高い割合を示している。

④ 非過疎と過疎が合併して過疎のある市町村と

合併パターン別の過疎関係市町村数

区 分	内 容	過疎関係市町村数
パターンA	過疎市町村どうしが合併し、新たに1つの過疎市町村となったケース	43
パターンB	過疎市町村と非過疎市町村が合併し、新たに1つの過疎市町村となったケース	25
パターンC	過疎市町村と非過疎市町村が合併し、過疎みなし市町村(全域が過疎地域とされる市町村)となったケース	33
パターンD	過疎市町村と非過疎市町村が合併し、過疎のある市町村(従来過疎市町村であった区域のみが過疎地域とみなされる市町村)となったケース	86
合 計		187

なった場合の傾向(合併パターンD)
後期市町村計画の策定では、各過疎区域(旧過疎市町村)が作成した計画をそのまま統合している場合が多く、事業規模を縮減している市町村が多い。また、各区域に過疎対策担当部局があり、そこが事業を所管するケースが他よりも多くなっ

ている。地域の自治組織の再編成を実施・検討している市町村は約四割と多く、地域自治区を設置している市町村も六団体ある。

合併した過疎関係市町村における実態の把握

合併に伴う過疎対策の実態を詳細に把握するため、アンケート調査の結果を基に、近年合併を行った過疎関係市町村の中から七団体を選定し、現地ヒアリング調査を実施した。

現地ヒアリング結果(要点)

○島根県飯南町

合併パターンA 過疎+過疎→過疎市町村
平成十七年一月一日新設合併
人口六千五百四十一人
面積二四二・八四平方キロ

▽「生命産業による地域ブランド化と地域経営の仕組みづくり」

地域資源を活かした産業の創出に重点的に取り組んでおり、この地域ならではの多様な産業創出・産業振興の取り組みを、「生命産業」という統一的なコンセプトで取りまとめ、地域ブランド化を目指している。自治区および自治振興会を単位とした地域活動を展開するとともに、行政職員によるサポ

ート体制を整備している。

○島根県美郷町

合併パターンA 過疎+過疎→過疎市町村
平成十六年十月一日新設合併
人口六千六百二十四人
面積二八二・九二平方キロ

▽「連合自治会の形成・統一と県の事業を活用した新町の地域づくり」

合併協議の早い段階より、町村間で連合自治会の統一と職員の地域担当制の全域導入について協議しており、合併を見据えて速やかに実施している。また、島根県と連携しながら、新たなコミュニティの形成、田舎ツーリズムの展開、地域特産品の開発、定住促進などを、新町としての一体性を踏まえながら推進している。

○岡山県高梁市

合併パターンB 過疎+非過疎→過疎市町村
平成十六年十月一日新設合併
人口四万七千七十七人(旧過疎三八・二%)
面積五四七・〇一平方キロ(旧過疎五八・二%)

▽「旧市町単位のまちづくり協議会による住民主体のまちづくり」

各地域局(旧市町)単位でまちづくり協議会を設置し、住民主体のまちづくりを展開している。さらに、行財政基盤の強化や行政区域の広域化といったメリットを活かして、インフラ面での重点的な投資を行い、格差是正を図るとともに、旧市町の枠にとらわれることなく、合併効果を発揮し

たまちづくりを推進している。

○新潟県上越市

合併パターンC 過疎+非過疎→過疎みなし市町村

平成十七年一月一日編入

人口二十一万一千八百七十人(旧過疎一八・六%)

面積九七二・六二平方キロ(旧過疎五五・五%)

▽「十四市町村の個性を発揮した地域振興の推進」

旧町村の区域ごとに、合併特例法に基づく地域

自治区と地域協議会を設置するとともに、旧町村単位で住民組織の設立を図っている。また、行財政基盤の強化や行政区域の広域化といった視点から、交流・観光事業の拡大や地域防災力の強化、産業振興などに重点的に取り組んでいる。

○広島県安芸高田市

合併パターンC 過疎+非過疎→過疎みなし市町村

平成十六年三月一日新設合併

人口三万四千四百三十九人(旧過疎五三・三%)

面積五三八・一七平方キロ(旧過疎七四・八%)

▽「地域振興組織を核とした住民自治のまちづくりの全域展開」

全国的にも有名な旧高宮町(過疎地域)における地域振興会の取り組みをモデルとして、合併後の新市全域にこれを拡大することを合併協議の早い段階から協議・決定している。現在では、市全体で三十二の地域振興組織(任意組織)が設置され、地域づくりに対する住民の意識や意欲の向上

に大きく寄与している。

○長野県松本市

合併パターンD 過疎+非過疎→過疎のある市町村

平成十七年四月一日編入

人口二十二万九千三十三人(旧過疎四・三%)

面積九一九・三五平方キロ(旧過疎六六・五%)

▽「合併を契機とした新市としての一体性を高めるための取り組み」

中心市街地への周辺部からの人口流入が危惧される中であって、市街地内と過疎区域との相互交流も念頭に置いた地域づくりを目指し、市内流動の活性化によって地域住民間の相互理解や新市の住民としての意識醸成を促進し、合併後の新市としての一体性の創出を図っている。

○大分県大分市

合併パターンD 過疎+非過疎→過疎のある市町村

平成十七年一月一日編入

人口四十五万四千四百二十四人(旧過疎四・〇%)

面積五〇一・一〇平方キロ(旧過疎二八・〇%)

▽「豊富な資源の集積を活かした事業展開と周辺対策の充実」

過疎地域の海の資源、緑の資源、ダム資源といった多彩な資源が集積され、これらを有効に活用した観光・交流プログラムの検討や提供を図っている。また、これまで市が独自に実施してきた周辺地対策事業(市内過疎対策事業)

について、過疎区域にも適用範囲を拡大している。

市町村合併を踏まえた過疎地域の課題と振興方策

合併を契機とした

過疎地域振興の視点と取り組み

① 過疎対策に配慮した行政組織の再編・体制づくり

行政組織の再編に当たっては、単に本庁への機能集積により行政効率化を図るだけではなく、本庁と支所などとの機能分担などにより、過疎区域の実情を的確に把握し、地域の特性を活かすように組織再編したり、合併後の過疎対策を円滑に遂行できるよう、行政体制を整備する必要がある。

② 住民自治・協働の仕組みづくりの推進

合併に伴い市町村の行政区域が広域化するため、より一層、旧市町村単位あるいは地域コミュニティ単位での住民の自治的な活動が重要となってくる。合併を一つの契機として、地域の自治組織の役割・機能の充実強化を図り、住民自治・協働体制づくりを推進していくことが求められている。

③ 市町村の行政区域の広域化を活かした地域振興

合併に伴う広域化は、過疎地域における課題解決や地域振興を図る上で、新しい情報発信の戦略と事業展開の可能性をもたらすものであり、広域

化による地域資源の共有化や地域一体的な振興方策の展開など、スケールメリットの効果を最大限活かしていくことが求められる。

④ 行財政基盤の充実強化に伴うサービス向上

合併によって自治体の行財政基盤が充実強化されることを活かし、地域格差の是正に向けたインフラ整備や防災力の向上などに努めていくことが期待される。

国・都道府県における 今後の過疎地域振興の課題と方策

◆モデル的・先導的な地域づくり事例の創出・支援

他地域の参考となり得るモデル的・先導的な地域づくり事例を創出していくことが重要であり、必要に応じ支援をすることが求められる。さらに先導的な地域づくりを実践してきた過疎市町村に対してはフォローアップ調査などを行い、その成果を広く情報提供して普及を図ることも重要である。

◆合併した過疎関係市町村における優れた取り組みの周知・啓発

合併を契機として、優れた地域づくりの取り組みや特徴ある施策を実施している過疎関係市町村も多く、他地域の参考となることから、こうした優れた取り組みについては広く周知・紹介したり、地域の自立促進に向けて顕著な成果を上げて

(参考) 過疎関係市町村数の推移

年月日	全市町村数	過疎関係市町村数				
		計	2条1項	33条1項	33条2項	左のうち過疎地域とみなされる区域数
H12.4.1	3,230	1,171	1,171	0	0	0
H14.4.1	3,219	1,210	1,210	0	0	0
H15.4.1	3,190	1,203	1,194	2	7	7
H16.4.1	3,100	1,167	1,149	5	13	15
H17.4.1	2,395	899	780	33	86	169
H18.4.1	1,820	739	513	71	155	275

いる取り組みについては顕彰するなどの対応が求められる。

◆地域コミュニティを基礎とした住民参加による

地域経営への支援

地域の自治機能を高め、適切かつ効果的な社会

- (注) 1. 「2条1項」は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づく過疎関係市町村である。
2. 「33条1項」は、法第33条第1項の規定に基づく過疎関係市町村であり、合併後の市町村の全域が過疎地域とみなされる市町村である（合併パターンCの市町村が該当）。
3. 「33条2項」は、法第33条第2項の規定に基づく過疎関係市町村であり、過疎地域とみなされる区域を有する市町村である（合併パターンDの市町村が該当）。

サービスを提供するための新たな地域経営の仕組みに対して、効果的なソフト施策を充実・強化していくことが求められるとともに、これからの地域コミュニティのあり方を多角的に検討していくことが求められる。

◆地域格差の是正に資するインフラ整備への支援

都道府県においては、地域間の格差是正を図る観点から、行政区域内のバランスをみながら地域の実情に合った多様な手法によって積極的にインフラ整備を推進することが求められる。また、国においても、格差是正に向けたインフラ整備の支援を継続・充実していくことが望まれる。

◆過疎地域における産業振興への支援

過疎地域における新規産業の創出や起業化、企業立地の促進、あるいは地域ブランドの確立などを支援することが求められるとともに、生産・流通基盤の整備や産業技術の高度化・開発などの視点から、過疎地域における産業活性化を推進していく必要がある。

地域を愛する

青年経済人の社会起業教育

白虎隊で知られる会津若松市。この地で地域開発活動に取り組む会津若松商工会議所青年部を訪れた。取材に応じてくれたのは、渡辺浩市会長、鈴木伸康JEC委員長、そして同青年部担当の田部一哉さん。

青年部が行う地域振興事業

青年部には、総務委員会(桜の湖畔事業)、まちの駅委員会(まちの駅全国大会)、企画推進委員会(サーチエンジン)、ムービングエモーション委員会(鐘のなる街会津鐘撞き事業)、JEC委員会(ジュニアエコノミーカレッジ)、国際対応委員会(東北フェアin上海ビジネスマッチング)の六委員会があり、それぞれの分野で事業を行っている。

このうち桜の湖畔事業

★ 団体プロフィール ★

設立年=昭和60年11月
設立・運営主体=民間団体
代表者=会長 渡部浩市
会員数=122人(平成18年5月現在)
＜事務局連絡先＞
〒965-0816
福島県会津若松市南千石町6-5
(電話) 0242-27-1212

一斉に鳴らし、方々から鳴る鐘の音によって地元の再発見と地域への愛着を深めるのが狙いである。ステレオ式に聞こえる

は、昭和六十一年四月に東山ダム周囲に市民が植樹した桜を歴代青年部が保全しており、「てんぐす病」の枝せん定や清掃美化を行っている。同ダムを新たな会津の桜の名所に育て上げようとして、過去に建設大臣賞を受賞したこともある。



鐘撞き

鐘のなる街会津鐘撞き事業は、会津若松市に百五十もの寺があることがあまり知られていないのに着目し、十二の寺にある鐘を同じ時刻に

十二種類の鐘の音は、荘厳で風情があると評判だ。このほかにも国際ビジネスマッチング、まちの駅設置事業などを行い、事業への参画・協力を通して地域内における商工業の振興を図っている。

子供に商業を教える
ジュニアエコノミーカレッジ

青年部の中でも中心的な事業が、ジュニアエコノミーカレッジ(JEC)である。これは先々代会長が、子供が将来になりたい職業の一位が公務員であることをテレビなどで知り、商業の後継者がいなくなる危機感から、地域の子供たちに商業の楽しさと厳しさを教えた」と提案したのがきっかけだ。その提案を受け、事業を立ち上げたのが現在、JEC委員長の鈴木さんである。

JECは、小学生五、六人のチームが、それぞれ模擬株式会社を設立して、資本金と借入金



販売本番

う)し、利益が出れば株主に配当する。学校など教育機関ではあり得ない金額を管理する上、子供が商品を作り販売することが、経済人で構成する青年部ならで

はの事業でもある。

できるだけシンプルなルールにしようと考えられたプログラムは、第六回目を数える今回までその基本は変わらないが、前年度からは売り上げの一部を税金として県に納めることにした。実際には寄付行為となるのだが、売り上げを税金として地域に還元しようという趣旨が込められている。また子供たちが作る商品の材料には、地域産物の一つ取り入れることも条件にしている。このような仕掛けで、子供たちは株式や税金の仕組みを学び、また地域産品を見直すことができる。

それだけでなく、子供たちはJECを体験するうちに、利益を追求しようとするだけでは成功しないチームワークの大切さ、難しさを自然に身に付ける。平成十二年に始めた最初の応募は参加者三十五人。回を追うごとに参加する子供が増え、昨年度は百八十人に上った。

地域リーダーを生み出す 社会起業教育

青年部各委員会のメンバーは、二年に一度交代があり、百二十人の会員が入れ替えられる。新しいJEC委員会のメンバーに



は、当然これまでかわったことのない人もいる。予算の限られる中、これだけのプログラムを実施するには、相当の時間暇がかかる。「教育とは無関係な商工業関係者がやるべきことなのか」「なんの効果があるのか」という声もあった。学校や親からは「子供に金もうけをさせるのか」「子供を商売道具にするな」などの指摘もあった。しかし一度、事業に携わり、子供たちの生き生きとした笑顔、やり遂げた後の感動の涙を見た人は、「その良さ、意義に気付く」と鈴木さんは指摘する。

JECは毎回、実施報告書を作成

している。それらに掲載された子供たちの感想文の中には「販売の面白さとともに、仲間と協力することで、信頼という言葉の意味が少し分かった」「計画を立てて行動するということは、会社を立ち上げる時にとっても大切だ。これからの勉強の中でも気を付けていきたい」「株券を買ってもらった時、人に説明することは大変だと実感

した」など、これが小学生の言葉かと思われるような内容が幾つもあった。

お金の大切さ、仕事の厳しさ・楽しさ、両親と青年部に対する感謝、自分たちの商品を買ってくれた客への感謝、チームワークの大切さなどがつづられている。これを見て、この事業が一人前の大人になるために必要な要素を凝縮し、自然に学べるシステムとなっている上、社会教育にもつながっていることを、逆に子供たちから教わったと鈴木さんは語る。

高まる青年部メンバーの 地域貢献意識

教訓めいたことを掲げてきたわけではなかったが、将来、地元企業を興す者、地域のための事業を立ち上げることができるような地域リーダーを生み出す社会起業教育となっている。それこそが地域の商工業を推進する商工会議所青年部の大義名分でもある。

このやりがいある事業を実施することで、青年部メンバーの地域貢献に対する士気も高まったと鈴木さんは指摘する。また、継続して行うことで事業にかかわった参加者や親が増え、結果が出てくると、それまで否定的だった学校、親、行政が変わ

ってきた。今年度からは、会津若松市も援助してくれる。初めから学校や行政を巻き込もうとしていたら、それぞれの立場から制限が課され、思うような運営ができなかっただろう。教育を念頭に置いてきたわけでもない。自由な発想で行ったからこそ学べ、そして事業に心を込めることができたのだと鈴木さんは言う。

地域愛を鳴らす 青年部の鐘の響き

規模が大きくなるにつれ、管理の仕方が困難になってくる。どこまでやれるか、範囲を広げられるかが課題だが、これからも会津若松商工会議所青年部はできる範囲でこの事業を継続させていくのが目標だ。また新たな事業への挑戦も検討している。「成功には継続！継続には情熱！うちの青年部メンバーはみんな地域に対するポテンシャルが高い！」と鈴木さんは強調する。

会津若松に響きわたる鐘の音はきくと、会津若松を愛する人たちの地域に対する心の響きであるに違いない。そしてまたその精神を引き継ぐとする子供たちの姿が見えてくるような気がした。

(財)地域活性化センター

編集委員 ● 野口みさ子

走り続ける

アスリートタウンのべおか

「ガン、ガン、ガン・・・」——看板を激しく打つ名物の応援が鳴り響く。ここは延岡市にある西階陸上競技場。今年で十七回目を迎える「ゴールデンゲームズinのべおか」が五月二十七日、開催された。大会はヨーロッパスタイルのトラックレース。地元の旭化成陸上部や国内外のトップアスリートたちも参加するレベルの高い大会である。観客席が第六コースまで迫り、選手の足音や息遣いまで聞こえてくるほど、近くで観戦できるのが特徴だ。メインレースは午後九時過ぎ。まぶしい照明の中、選手たちと併走する声援と看板の音。会場は独特の熱気に包まれていた。

延岡市は、宮崎県の北部に位置する。東は日向灘に面し、五本の河川が流れる水郷のまち。古くは城下町として栄え、大正末期以降は工業都

★ 団体プロフィール ★

設立年＝平成14年5月
設立・運営主体＝特定非営利活動法人
代表者＝有村 誠
会員数＝90人（個人・法人会員を含む）
＜事務局連絡先＞
〒882-0053
宮崎県延岡市幸町3丁目4430
（電話）0982-42-3700
（FAX）0982-42-3701
（URL）<http://www.athlete-town.com/index.html>

市として発展。人口十二万人を超える県北の中心都市である。JR延岡駅前には市ゆかりのオリンピック出場選手の手形・足型のモニュメントがある。宗兄弟をはじめ、谷口浩美選手、千葉真子選手など、多くの選手たちが育ったアスリート町のまちである。この特性を活かし、市では市民と一体となったアスリートタウンづくりを進めている。これに協力しているのが「特定非営利活動法人アスリートタウンのべおか」。今回、

有村誠理事長に話を伺った。

陸上王国の特性を
まちづくりに活かす

「ゴールデンゲームズはすごいでしょう」と語る有村さん。「あいにくの大雨で観客はいつもの半分。天気がよければ三万人近くは見に来ますよ」と、笑顔ながらも少し残念そう。陸上王国である市の特性をまちづくりに活かそうと平成四年、当時延岡青年会議所理事長だった有村さんは、同会議所のメンバーとともに「アスリートタウンのべおか構想」を市に提言。その年はバルセロナ五輪で旭化成の森下選手が銀メダルを獲得した年でもあった。



有村理事長（左）と林事務局長

利活動促進法が成立すると、「同協会をNPO化し、もっと自由に活動ができる団体にしたらどうか」との話が持ち上がる。

同十四年五月、同協会を発展解消し「特定非営利活動法人アスリートタウンのべおか」が誕生。青年会議所の理事長だった有村さんが代表となった。こうして、延岡のイメージ向上と交流人口の増大によるまちの活性化に向け、活動が始まった。

手づくりのもてなしで
マラソン大会を支援

設立当初、青年会議所のシニアを中心に、商工会議所や旭化成陸上部など十四、五人の組織だったが、現在は法人・個人会員約九十人。活動の中心は市で開催される各種スポーツ大会の支援と合宿の誘致。市ではゴールデンゲームズをはじめ、「延岡西日本マラソン大会」「のべおか若鯨マラソン」と大きな大会が開催される。

平成八年に市が長期総合計画で「アスリートタウンのべおか」構想を打ち出し、同十年に市を事務局とし「アスリート推進協会」が設立、市内の各種団体の長により構成された。しかし、同協会は行政主体というところもあり、自由な活動がなかなかできなかった。同十年に特定非営

これらの大会に、駅前や街中に宣伝ポスターや看板の設置などの協力をしているが、特に興味深いのが両マラソン大会でのスナップ写真の提供だ。「参加選手が喜んでもらえるものは何かないか考えていたが、走っている選手は自分の写真が撮れない

いことに気付いた」と、数人がレースの間、五百枚を超える写真撮影し、無償で配付している。選手がゴールするまでに、写真をゴール地点に設置したパネルに張り出す。「大変だが、皆さんに大変喜ばれているので、やりがいはある」と有村さんは語る。西日本マラソンでは完走後、入浴のサービスを実施しており、市内の銭湯への送迎も行っている。「あの大会良かったよ」と喜んでもらい、延岡市にまた来ていただきたい」と、もてなしの気持ちを訴える。



西日本マラソン写真隊

仙台で行われる試合観戦に市内の小学生数十人が招待され、仙台市の小学生サッカーチームとの交流試合も行うなど、交流が広がっている。

同十七年九月の台風で市が被害を受けた際は、ベガルタ仙台の選手がユニフォームのオークションなどで義援金を集め、市に寄付。そのお礼に応援ツアーを企画し、昇格争いが続く選手たちに熱い声援を届けた。



ゴールデンゲームズで清掃活動するNATSメンバー

「ベガルタ仙台との交流がやはり一番大きい」と語る有村さん。今後も地域間交流が期待される。



NATSの齋藤会長

忘れてならない団体がもう一つ。その名も「NATS（のべおかスリートタウンサポーターズ）」。スポーツボランティア団体として平成十一年、青年会議所と九州保健福祉大

サポーターズクラブとの 「両輪の関係」

学の学生が主体となり発足、市内の大会をサポートしている。ゴールデンゲームズでは、交通整理、清掃活動、トイレの設置管理、またチャリティー活動も行っている。齋藤NATS会長は「支えているというよりは、大会という場を借りて楽しく活動させてもらっている」と語る。

この日は約百人のメンバーが参加。雨の中、齋藤会長を中心にそれぞれの持ち場で懸命に活動した。「ボランティアと聞いて参加したが、スポーツボランティアだったので意外だった」と、必ずしも陸上や大会に興味があつて参加しているメンバーばかりではない。「だけど、参加して良かった。いろんな人たちと交流できるのが自分のためにもなる」と学生が笑顔で答えてくれた。

「NATSの存在は大きい。われわれが物的支援をしているのに対し、人的支援をしていただいている。NATSの協力なくしてわれわれの活動も成り立たない」と有村さん。その関係は車の両輪のようだ。「われわれのように、陸上と直接関係ない集団が大会をサポートすることで、より多くの市民が大会に関心をもってくればよい」との齋藤さんの言葉が印象的だった。

スポーツ以外の団体との 連携強化に向けて

課題ももちろんある。限られた予算のために制限される企画や活動。そして市内の運動施設の老朽化。アスリートタウンを目指す上で何とかしたいという思いが有村さんにはある。「観光協会や商店街との情報交換も重要。大会後に、観光や食事をする人も当然いるので」と、スポーツ以外の団体との連携にも力を入れたいと考えている。「活動をもっと市民にアピールし、市民ぐるみのもてなしにつなげたい」と語る有村さんは現在、市内のマラソンコースを活かしたジョギングマップ作成を検討中。同コースの完走タイムに対するランキング情報をHPなどで発信することも、併せて予定している。まちの活性化を目指し、有村さんたちのアスリートタウンづくりのレースは続く。

(財)地域活性化センター

編集委員 ● 萩原幹夫

センター 通信

センターホームページ
http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/

地域再生実践塾

参加者募集

地域再生の方法についてさまざまな視点から考えるワークショップ「地域再生実践塾」を、全国五カ所で開催します。

開催計画

第1回 コミュニティ・ビジネス

〈神奈川県逗子市〉

主任講師 細内信孝氏

〈コミュニティ・ビジネス・ネットワーク理事〉

開催日 8月23日(水)

申込期限 7月21日(金)

第2回 移住でまちおこし

〈北海道伊達市〉

主任講師 村岡元司氏

〈株式会社データ経営研究所パートナー〉

開催日 9月4日(月)

申込期限 8月4日(金)

第3回 中心市街地活性化

〈大分県豊後高田市〉

主任講師 根本祐二氏

〈東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻教授〉

開催日 9月27日(水)

申込期限 9月1日(金)

第4回 “食”によるまちづくり

〈福井県小浜市〉

主任講師 園田正彦氏

〈株式会社三井物産戦略研究所国土・地域振興室室長〉

開催日 10月19日(木)

申込期限 9月22日(金)

第5回 大学と地域の連携

〈広島県東広島市〉

主任講師 塚本俊明氏

〈広島大学地域連携センター教授・副センター長〉

開催日 11月8日(水)

申込期限 10月13日(金)

対象

地方公共団体、商工会・商会議所、NPOなど、地域再生に取り組んでいる人

募集人数 各回50人

受講費用 無料

〈開催地までの往復の交通費、宿泊費、飲食代などは参加者負担〉

お申し込み方法

申込書を当センターあてに送付してください。

※申込書の様式など詳しい内容は当センターのホームページをご覧ください。

平成17年度 地域再生実践塾 (第2回伊達市)

平成18年度は、次のコースを企画しましたので、ぜひご参加ください。

調査テーマ

官民協働によるまちづくり

地域資源を生かしたまちづくり

循環型社会を目指したまちづくり

専門調査地

コペンハーゲン (デンマーク)

「行政と住民との協働によるまちづくり」

オスロ (ノルウェー)

「食の安全・地産地消によるまちづくり」

アムステルダム (オランダ)

「環境に配慮したまちづくり」

パリ (フランス)

「PPP (公共と民間のパートナーシップ) 手法によるまちづくり」

日程 = 平成18年10月2日(月)～13日(金)

費用 = 618,000円

募集人員 = 20人程度

お申し込み = 当センター企画調査課へ。

TEL 03-5202-6133 FAX 03-5202-0755

出前研修会のご案内 (地域おこし研修会受託事業)

当センターは、地域ニーズに応じた研修会を共同して行う事業を実施しています。今年度地域づくりに関した研修会の開催予定のある団体は、ぜひご相談ください。

研修テーマ

特産品開発、観光振興、地域イベントなど

対象団体

地方公共団体、広域市町村圏事務組合、観光協会など

メリット

- 1 講師謝金の半額を負担します。
- 2 講師旅費の全額を負担します。

お問い合わせ先

詳しい条件、内容などは当センターのホームページ、もしくは業務第1課 (TEL 03-5202-6136) までお願いします。



ヨーロッパ 地域づくり 海外調査団のご案内

自治体、各団体、企業の皆様の参加をお待ちしています！



コペンハーゲン市庁舎

(財)地域活性化センターでは毎年、先進的な地域づくりを調査・研究するための海外調査団を派遣し、参加者から好評をいただいております。

平成18年度は、次のコースを企画しましたので、ぜひご参加ください。

調査テーマ

- ◇官民協働によるまちづくり
- ◇地域資源を生かしたまちづくり
- ◇循環型社会を目指したまちづくり

専門調査地

◇コペンハーゲン (デンマーク)

「行政と住民との協働によるまちづくり」

◇オスロ (ノルウェー)

「食の安全・地産地消によるまちづくり」

◇アムステルダム (オランダ)

「環境に配慮したまちづくり」

◇パリ (フランス)

「PPP (公共と民間のパートナーシップ) 手法によるまちづくり」

●日程 = 平成18年10月2日(月)～13日(金)

●費用 = 618,000円

●募集人員 = 20人程度

●お申し込み = 当センター企画調査課へ。

TEL 03-5202-6133 FAX 03-5202-0755

父が少年に帰った。

「雲の上って寝心地よさそうだよなあ」
ぼつりと呟く父の目は、意外と真剣だった。

大自然体でいこう

大分県

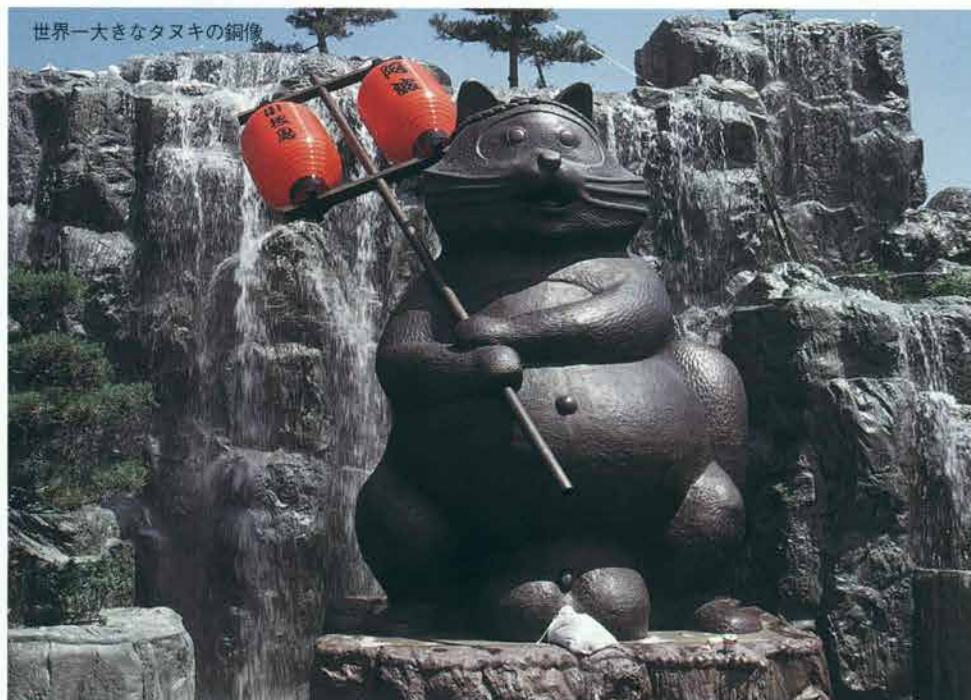
大分県

都道府県漫遊
POSTER GALLERY

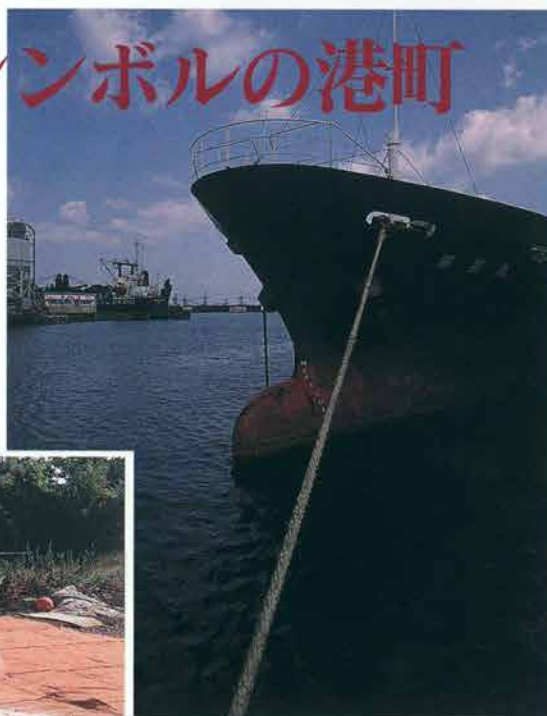
小松島市は、徳島県の東部に位置し、古くから瀬戸内海、紀伊水道に接する天然の良港として栄えてきた港湾都市で、江戸時代には小松島港からあい染め品やあい玉、木材などが、大坂や江戸に向け積み出されていた。その港が昭和23年に外国貿易開港場に指定され、現在では小松島本港地区に加え、南東部の赤石地区に大型公共埠頭が平成13年に完成。大阪湾ベイエリアの重要拠点港湾として、小松島市の経済発展の大きな役割を果たしている。

日本全国にタヌキが登場する民話は数多くあるが、その中でも特に有名なものが「阿波の狸合戦」。この話の舞台は藩政時代の小松島で、市内にはタヌキにまつわるものが数多くあり、その中でも公園に設置された高さ5メートルの世界一大きなタヌキの銅像は市のシンボル。公園内に点在するタヌキの石像とともに訪れる人らの目を楽しませている。

また、小松島市は農漁業が盛んであり、紀伊水道で取れたイワシの稚魚をボイルし、天日干した「ちりめんじゃこ」は特に有名で、徳島県特産の「すだち」をかけて食べる「阿波ちりめん」は逸品である。皆さんも一度ご賞味してみてくださいは…。



タヌキがシンボルの港町



8月

★日本橋プラザビル
イベントスペース

- 8月2日～4日
富士の国やまなし館

★ふるさと情報プラザ

- 7月31日～8月4日
今治市（愛媛県）
夏の肌、いたわりのタオル
～いまばりタオルブティック
- 8月7日～11日
富士市（静岡県）
富士は日本一の山！ 富士山
お宝発見団
- 8月17日～18日
美波町（徳島県）
漁火村「美波伊座利」プレ
ゼンツ
- 8月21日～25日
美濃市、多治見市（岐阜県）
岐阜県美濃市&多治見市
～美濃和紙と美濃焼の涼を
呼ぶ演出～
- 8月28日～9月1日
石岡市（茨城県）
石岡のおまつり
（常陸國總社宮大祭）

(写真)

- 1 松本の物産と観光展（長野県松本市 6/22～23）
2 第6回中央区さくらんぼ祭（山形県東根市6/28）
＜以上日本橋プラザビルイベントスペース＞



9月

★日本橋プラザビル
イベントスペース

- 9月1日
近畿6府県首都圏観光連絡協
議会
- 9月13日～15日
山梨県観光物産連盟
- 9月20日～22日
千葉県観光協会
- 9月27日～29日
奈良県橿原・高市広域行政事
務組合

★ふるさと情報プラザ

- 9月4日～9日
中国五県物産観光協議会
中国五県物産観光展（仮題）
- 9月13日～15日
枝幸町（北海道）
（タイトル未定）
- 9月19日～22日
みなべ町（和歌山県）
ふるさと物産販売展（仮題）
- 9月25日～29日
西ノ島町（島根県）
日本海隠岐からの贈り物
（仮題）

3 セバレート浴衣&半夏生サバ（6/12～14）

4 おいでよ群馬県立自然史博物館と西上州かぶ
らの里（6/20～22）

＜以上ふるさと情報プラザ＞

【編集後記】

▼住民が行政に「要求する」のではなく、自らアイデアを出して、まちづくりに主体的に取り組む動きが全国各地で目立っている。行政側も、住民がまちづくりに直接参加して、「住むことに誇りと満足感を持つ個性的なまちづくり」を目指しており、各地でこうしたまちづくりが広がっている。

▼今月号は「住民提案・実行型のまちづくり」を特集テーマに取り上げ、全国各地の先進的な取り組み事例を紹介した。各地の取り組みの多くは、行政が条例や要綱を踏まえ、まちづくり事業を公募し、提案内容を審査した上で、助成金を交付、住民団体が責任を持ってまちづくり事業を実施し、その結果を公開・公表する仕組みだ。

▼中には、住民まちづくり提案のさきがけとなった「東京・世田谷ファンド」を参考に、行政支援によるファンド創設も見られる。一方、合併で消滅した市町村の中には、地域住民が合併後のまちづくりを担う組織を立ち上げ、地域個性を残したまちづくりに住民が総参加して取り組む動きも散見される。

▼人口減少時代の到来と地方分権の推進の中で、行政は住民の合意形成に基づく地域独自のまちづくりを支援していく必要性が今後一段と高まる。団塊の世代のリタイアなど社会構造の変化を背景に、住民パワーを活かした地域コミュニティ再構築に向けての「住民自治による新しいまちづくり」の実現が、行政の大きな課題となりそうだ。（沢）

【9月号予告】

歴史上の人物を生かした

まちづくり・人づくり

地域づくり8月号

平成18年8月1日発行 編集・発行＝財団法人地域活性化センター

東京都中央区日本橋2-3-4 日本橋プラザビル13階 電話03-5202-6131（代） <http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/> 印刷・製本／株式会社丸井工文社

法律で許可された場合以外に、本誌からの無断転載を禁止します



日本の宝くじの起源は江戸時代初期。摂津箕面（現在の大阪府）の瀧安寺で、正月の元旦から7日までに参詣した善男善女が、自分の名前を書いた木札を唐びつの中に入れ、7日の日に寺僧がキリで3回突き、3人の「当せん者」を選び出して福運のお守りを授けた富会（とみえ）が始まりとされています。

宝くじは約380年前、 瀧安寺から始まった。

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。

宝くじ

財団法人 日本宝くじ協会

当せんはしっかり調べて、しっかり換金。

<http://www.takarakuji.nippon-net.ne.jp>